

特35  
734

氏子の友  
完

255  
470

013863-000-9

特35-734

氏子の友 (訂正)

松本 隆興 / 著

M44

ABB-0078

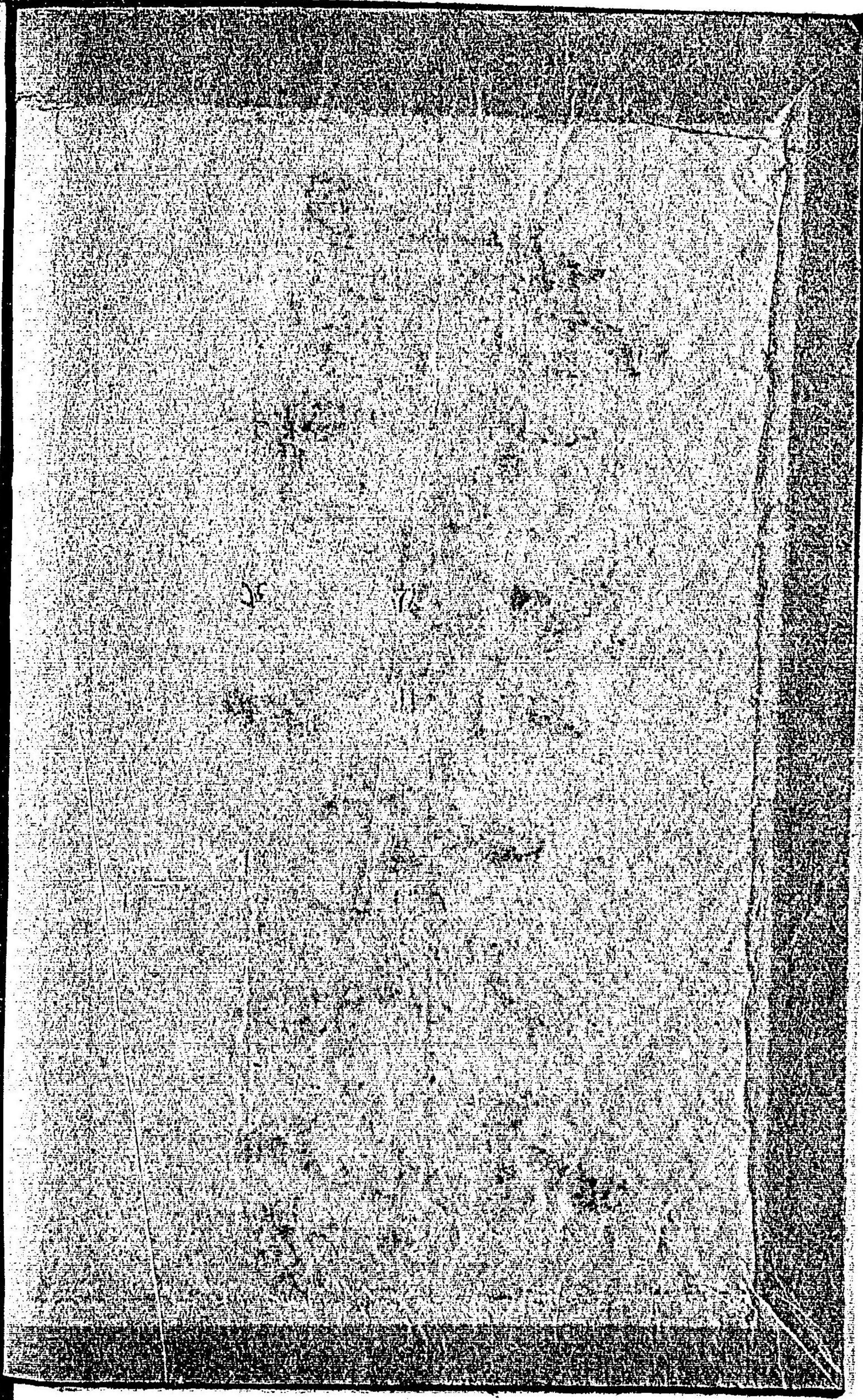


特35  
734

報本及始



明治  
44.10.7  
丙交



# 皇典講究所副總裁

## 從二位勳一等源朝臣建通書



### 氏子の友三版の序

神社は國家の根源なり神祇は宇内の元靈なり是以て神社盛なれば國家興り神祇衰れば海内廢る故に國勢の衰頽を輓回せむとするや必ず神社を盛にす人心の背馳を一致せむとするや當に神祇を敬し神道を講ず之れ他なし我國固有の道を厚くし元氣を充實せしむる所以なり蓋し我が國は萬國と異にして神社は常に國家の疲弊したる時に頼りに喚ひ起され敬神は人心の衰耗したる際に盛むに叫び出さる加之のみならず古今國家の危殆に瀕するや神社にあらざれば何物も之れを救濟する能はず又神祇に依頼するの外一もあるなし道鏡の天位を奪はむとするや實に危機一髪の間であり之を救護するや儒佛に頼るも能はず策盡きて如何ともなすべからざるに際し和氣清鷹公の宇佐八幡宮の御宣言を傳へ給へるや忽にして妖僧斃る如此實例は其數甚だ多く炳然として万古我が歴史を照す思はざるべけむや今や外國の思想は國家を癡痺せむとし往々半病的者を出さむとす恰も好し此の時に當りて神社を喚ひ神祇を叫び守護を祈るの聲日々四方に満てり氏子の友は其の大なる聲の中に孕まれて斯に三度神使として世に出づるに至る此書

谷藝の狭渡る極み行渡りて大和民族の光輝をして増々發揮し至らぬ限なからしめ神徳の万分にも報ずる者あれば幸甚而已矣

明治四十四年盛夏

著者 職

## 正訂 氏子の友跋

余在京中屢博士栗田寛先生の門を叩き常に談氏神と氏子との事に及ふ又雜居の上は外人をして國風に化せしむるは氏神と氏子との所以を知らしむるの勝れるに若すと余其後俄に思起し氏神と氏子の所以を記述せる一冊子を稿し氏子の友と名け先生に校閲を請ひたるに深く其意を好し速に其求に應せらるの榮を辱せり而して茲に書成て今や世に公にするに至る左に其手書を記し以て跋となしぬ

兩度の御書狀致披見候愈御多祥奉賀上候扱氏子の友御遣しの處拙者近縣旅行中にて當十八日歸宅一覽いたし候處大體は至極宜しく御誠心貫徹致候處相見ぬ申候但ヶ條を立候處餘り重複になり同し事度々出候ては書物の體裁に於て不宜候間或は合併し或は除きて宜しからんと存候もあり張紙は門人の者に見させ候て意見を記させたるにて御參考の爲め其儘差上候御書物へ直に朱書いたし候は拙者の記したるに御座候當分少々不快に居候間葉書にて差出申候也

明治三十一年九月廿二日

東京牛込矢來町

栗田寛

廣島縣賀茂郡吉土實村

松本隆興殿

明治三十二年春

松本隆興しるす

訂正 氏子の友

序言

我國内外雜居は千歳の一事なり此時に當り凡て万事に一大變動を來す事は古今の事例に照して明らかなり其雜居且つ其準備上最も其急を要するものは國家の宗祀たる神社を以て増々隆盛に期すべき元氣を養成し其維持力を發達鞏固ならしむるにあり然るに其神社中最も國民に近接し極めて密接の關係を有するものは地方氏神社にあらざるはなほ氏神社と氏子との以所を記述したる一冊子を廣く氏子に頒布して氏神社と氏子との何たることを明にし以て増々其維持力に富しめ永遠鞏固の基礎を建立し万歳不易の根柢を強固ならしむるは今日燒眉の急なるものならん特に神社は獨り氏神社のみならず凡て神社の盛衰は國家の盛衰に關す己に今日まで持續したる國家は各神社の力によりたることを深く人心に貫通せしめ神社は國家の神社にして國家は神社の國家なること又其神社は實に國家の精神にして國家は其精神なる神社によりて活動しつゝあることは恰も人の精腦ありて支肢其用を達するものゝ如し見るべし人は腦

力の消長によりて一身の健否をなし又國家も神社の盛衰によりて其強弱をなすに至ることを是以て神社の事たる國家的のものにして個人的のものに非ざれば決して之を等閑に付すべきものにあらず若し之を等閑に付するあれば國家は之が爲めに滅亡に歸すること満天下に知盡せしめ増々其隆盛を期せんとす又我神社の如きは萬國に其例なきより來て居住する外國人において之を稀有とし以て一怪訝を懷くことは當然なりとすされは外國人の怪訝を解き日本風に感化せしむるは我國民の本分なり義務なり而して外國人と雖とも來て我國に住するや神社は凡て我國長久の元となり又我國治平の要素となることを知らば素より我國にありて其國の平治を望み治安を欲するは人の眞心なるを以て我國人と共に神社に敬事し又地方氏神に盡すことは更なり又人の敬する所之を敬するは交誼上の常なれば決して之を肯ぜざることあるべからず是等のことたる皆神社の何たることを知盡する上より生ず故に氏子をして普く其義を貫徹せしめんとし斯に此書を編し氏子の友と名けたる所以なり矣

明治三十一年春東京客舎に於て

編者識

## 訂正 氏子の友

### 目次

#### 氏神と氏子の總論

#### 第一章 神事

- 第一 氏神と氏子の關係
- 第二 氏神と祭祀祈禱禁厭神占等の關係
- 第三 氏神と靈牌墓碑の關係
- 第四 氏神と顯幽の關係
- 第五 氏神と生死の關係
- 第六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる除災招福
- 第七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる無病長久
- 第八 氏神を尊崇敬事する上より生ずる生死の安心
- 第九 氏神を無視する不敬より起る神罰神警神崇

第十 氏神を無視する不敬より起る其身の疾病又は流行病

## 第二章 國家

第一 氏神と皇室の關係

第二 氏神と國家の關係

第三 氏神を尊崇敬事する上より生ずる皇室の無窮臣民の長久

第四 氏神を尊崇敬事する上より生ずる國家の維持

第五 氏神を尊崇敬事する上より生ずる富國強兵

第六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる國家の福利永久

第七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる治國齊家

第八 氏神を尊崇敬事する上より生ずる一國一家の勃興

第九 氏神を無視する不敬より起る國家の滅亡

第十 氏神を無視する不敬より起る亂國廢家

第十一 氏神を無視する不敬より起る一家の斷絶

第十二 氏神を無視する不敬より起る臣民の滅亡

## 第三章 人事

第一 風俗風儀

其一 氏神と風俗の關係

其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる風俗風儀の嚴重

第二 國式家禮

其一 氏神を尊崇敬事する上より生ずる國式家禮の嚴重

其二 氏神と冠婚葬祭の關係

第三 人倫

其一 氏神と人道の關係

其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる君臣父子夫婦兄弟朋友の道義

其三 氏神を無視する不敬より起る君臣父子夫婦兄弟朋友の不道

其四 氏神を尊崇敬事する上より生ずる修身正意

其五 氏神を尊崇敬事する上より生ずる慈心愛情

其六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる善行善業

其七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる忠勇義烈

其八 氏神を無視する不敬より起る不忠不孝

其九 氏神を尊崇敬事する上より生ずる男子の節操

其十 氏神を尊崇敬事する上より生ずる女子の貞節

其十一 氏神を尊崇敬事する上より生ずる交際上の親睦

其十二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる上下の平和

其十三 氏神を無視する不敬より起る上下の不和

其十四 氏神と人事上百般の關係

其十五 氏神を尊崇敬事する上より生ずる軍人の忠君報國

其十六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる鞏固不拔の精神

其十七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる一致協同

#### 第四 教育

其一 氏神と教育の關係

其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる家庭教育

#### 第五 業務

其一 氏神を尊崇敬事する上より生ずる家業の繁榮

其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる職務の精勵

其三 氏神を尊崇敬事する上より生ずる殖産興業の増進

其四 氏神と産業の關係

其五 氏神と士農工商の關係

其六 氏神と殖産興業の關係

其七 氏神を無視する不敬より起る殖産興業の不振

其八 氏神を無視する不敬より起る不作凶荒



# 訂正 氏子の友

安藝 松 本 隆 興 著

## 氏神と氏子の總論

我大日本帝國内に鎮座し給ふ各神社は天地開闢創世開國の元靈たる始祖及び吾人の宗祖又は忠君義烈の功國家萬世に及べる元勳の神靈等を祭祀する所にして即ち國家の要素精神なれば一家の私有にあらず國家の公共に屬せり彼の信じて後始めて之を敬する宗教の主神本尊の如き比にあらざるなり之を近く一家の上において云へば其宗祖は其家族の信否によりて敬不敬を生ずるものに非ず必ず之に敬事せざるを得ざるは其家族其族類の當に盡すべき一大義務たるものと其大小の異なるあるのみ又國家凡百の事物は皆其祭神の開始に起り組織に成らざるものはあらざるべし其例證を舉れば君臣の大義は天照大神の神勅によりて定まり耕作の業は豊受媛大神の開始に起り吾人の始祖は伊邪那岐命伊邪那美命の二柱にして凡て世上百般の事物は其始祖の開始に創立せざるものなしされば神社は凡て我帝國の宗祖にして我等子孫之を汎稱して氏神と云ふなり

又氏子とは氏神に對する我等子孫の汎稱なり而して今や氏神と稱するは地方多くは産土神（土神）或は鎮守神（鎮守神）とも唱ふる一の神社の名となり其氏神の稱は全く其神社の専有に屬せり而して我國民凡て其氏神を尊崇し之に敬事する所以は古來各族苟も其氏神を明にせざれば其族類部屬を分つ能はざるより各自其氏神を表明し以て其族の類別を分ちしものなり故に我國制において其族の類別を明にするが爲め戸籍上各人の氏神を記する等の例もありしなり如此我帝國の人民は上古より其氏神を明にし其族類の別を立るあるは我國の族制に神別皇別蕃別等の類別ありて凡て家職は其類別により其宗祖の遺業を繼紹するを以て定例とすればなり例せば中臣氏（中臣氏）の子孫は神事を掌り物部氏（物部氏）の末葉は兵事を管する等之れなり而して今や其氏神を奉祀するに區域を分ち其區域にあるものは何人と雖とも其區域内の氏神に敬事する風習慣例とはなれり之れ今日其區域毎に氏神社ありて以て奉祀する所以なり而して神社を建立して神靈を奉齋するは我國の特有にして萬國に其例なき一大美俗なり此美俗は我國體の精華髓にして萬歲不究の皇統且國家の永久は之によりて維持せらるるものなり而して此世界に比類なき所のもの獨我國に存す萬人之を稀有とし或は怪み或は疑ひ之を萬國の歴史に鑑み或は習俗の上に敬

し又宗教上に案じ其考按する所一ならざるも全く萬國に我神社の如きは其の例なきを以て一も其標準比例を取り難きなり然るに強て萬國に其例を求めんとするは猶木に緣りて魚を求めんとするが如し其愚や實に笑ふべきなり而して我國神社の相存するは君君たり臣々たり父々たり子々たり以て和親合同する一大根元にして又萬國の如き革命を見ざるは皇祖の神靈を始め吾人の宗祖且國家の元勳等の神靈を祭祀する神社あればなり吾人は其宗祖の遺訓を奉し遺業を營み國家の元勳開國の神靈其他諸神等の恩澤中に出没して以て國家を經營すべきものなり其宗祖の遺訓遺命國家元勳開國の神靈其他諸神等の恩澤は古今によりて存廢あるものにあらずされは其報恩謝徳も古今の別あるものにあらず又神社は人目に觸る毎に其祭神の如く國家に吾人は勳功を樹んことを望ましめ子孫は其宗祖の遺命遺訓を奉じて一も其違はざらんことを恐れしめ常に此の如き念慮を惹起し奮勵すること恰も現に其宗祖先勳者が存在して絶ゆる教訓諭誠命令を怠たることなきもの、如し斯の如く吾人の上において萬歳の昔を今日現に見るもの獨り神社の外あらざるなり又國家の爲めに命を致す者は祖宗の威徳に感じ報恩の一日も忘るべからざるを以てなり其義肝は凜々乎として日月と光耀を争ひ山川と悠久を競ひ

千歳の後志士をして毛髮爽然義氣を感發興起せしめ嚴然として存在するものは神社にして其祭典は彝倫の標準となり道義の基礎となる故に千歳の昔君臣父子夫婦兄弟朋友等の親睦は今日のみならず萬歳の後に至るも異なることなし之れ他なし其神社が國家の一大維持の要素にして君臣父子夫婦兄弟朋友等凡て人事上百般の綱領となる所以なり惜哉萬國において國家の上に斯の如き偉大なる効力を有する神社なきより常に其維持力に乏しく元氣に欠乏を來し革命毎に非命の死をなすもの萬を以て算するに至れり加之ならず臣として君を弑し子として父を殺し兄弟朋友相争ひ其先祖の遺命遺業悉く水泡に屬するのみならず其戰亂の余毒は或は鐵窓の下に血涙を瀧ぐあり或は斷頭臺の上で遺憾を吞て奮慨の鬼となるあり或は父たるもの子を失ひ妻たるもの夫に離れ窮迫して途に迷ふものあるは比々皆然らざるはなく徒に志士をして慨歎史を繙く毎に涙を垂れしむるものあるのみ我國上古より今日に至り吾人か此の如く悲境に陥り此の如き逆界に遭遇せざるは幸に此神社ありて念祖の情増々厚きを加へ聽て忠君愛國の情となり知ず識ず之を維持し來りしによるなり其神社中最も吾人に近接し以て敬事する氏神は國家維持力の上において非常に其力を有するとは最も近き慈母におけるものゝ如し

故に氏神の維持は國家の維持なり又氏神の盛衰は國家の盛衰に關す氏子たるもの其利害得失の及ぶ處を考察し報本反始の誠を忘るべからず是れ氏神の盛大は國家の隆盛を期するものなればなり豈忽にすべきものならんや而して各地氏神社ありて春秋其祭祀を嚴にするは各自念祖の情大成したるものにして吾國体の精華斯に基ひす抑念祖の情は祖先の遺業遺風を繼承し以て其報する所あらんとするものなり又子孫たるもの常に祖先の勳功を語りて是を家庭教育の第一とし單に祖先の名聲を發揚せんを務め若し過て祖先の名を穢すあるときは死して其耻を雪ぎ祖先の面目を保つに至るあり如此家名を重ずるは念祖の情盛なるより出るものにして其盛なる念祖の情は聽て忠君愛國孝親の美德と化し國風と變じ一國一家の維持之に由りて立つに至るされは氏神は國家の元首風教の基軸道德の根元にして又教育勸語の淵源なり故に氏神社は其地の元首風教の基軸と仰き何事も氏神の遺德遺風に習ひ常に遺訓を奉じて敢て恃る所なくんば人たる道は全かるべし如何ぞ氏子たるもの思はざるべけんや

## 第一章 神 事

### 第一 氏神と氏子の關係

氏神と氏子は一体分身にて恰も木の幹枝の如く須臾も離るべからざるものなり見るべし氏子は氏神の分身分体なり其營む所の業は氏神の遺業なり其守る所の道は凡て氏神の遺訓なり遺律なり遺戒なりされば其身あり其業ある限りは以て須臾も氏神を離るゝとを得べからず又身あり業あるは唯氏神の遺訓を實行する爲めのみ故に氏神と氏子との關係恰も父子に異ならず豈猛省せざる可けんや

## 第二 氏神と祭祀祈禱禁厭神占等の關係

祭祀祈禱禊除禁厭神占等は吾人氏神の創始に出て子孫たる吾人氏子の習て以て之を行へるものにて上古は之を行ふに專業とするものなく各自之を行ふに祭主は凡て族長にして其族類は祭日必ず宗家に參集して式典に列するの例なりき然れとも 皇室に其職を置れしものは別なり其行事は凡て氏神を主として行なひたるものなり然るに氏神社に別に神職なるものあるに至りては終に其行事は其神職の事務の如くなりき就中渡來したる各宗教者が其主神本尊に向ひてする所の行事其實は非なるも吾祭祀祈禱等は全く似たるものあるより之を見るもの其外觀の同じきより之を宗教者の行爲となすものあり其見たる實に玉石相混同したる誤解と云ざるを得ず今茲に我氏神が創始し給ひし

祭祀祈禱等にして現に其行はるゝもの、幾分を左に掲げ其行爲は全く宗教者の行ふ所の如く個人的のものにあらず國家的のものにして其異なるものたることを明にし我祭祀祈禱等は我氏神と其關係の大なることを知べし

## 四方 拜

四方の諸神社歴代の御陵墓を拜し給ふものなり國民たるもの上意を体して遙拜し或は氏神に參し或は祖先を祭り或は墳墓を拜する等決して忽にすべからず

## 元 始 祭

皇祖天照大神あまてらすおほみかみにおいて皇孫天津日高日子大能邇邇杵尊あまつひたかひこおほのねにほこむすに三種の神器を授け給ひて皇統は天壤と無究なりと神勅あらせ給へりし其始めを年初に祭り給ふものにて天津日嗣あまつひの本始を歳首に祭り給へる義なり國民たるもの上意を体し外にありては氏神に參拜し内にありては祖先を祭祀して皇統の無究國家の長久を祈るべし

## 孝明天皇祭

孝明天皇は御皇考なるを以て特に祭り給ふものなり國民たるもの上意を体し遙拜の式を行ふべきなり

祈年祭

諸神社に年の豊熟を祈り給へる祭なり國民たるもの上意を体し外にありては氏神に参拜し内にありては祖先を祭り年の豊熟を祈るべし

紀元節

神武天皇御即位の紀元は其始め春正月庚辰朔（この日のついで）なるを以て毎年二月十一日と定め其紀元は萬歳無究ならんことを祝し給ふ御節なり國民たるものは上意を体し外にありては氏神に参拜し内にありては祖先を祭りて皇統の無究國家の長久を祈るべき式を行ふべし

春秋二季皇靈祭神殿祭

歴代の御皇靈天神地祇を春秋二季に祭り給ふものなり國民たるもの上意を体し外にありては氏神に参拜し内にありては祖先を祭るべし

神武天皇祭

神武天皇は皇宗なるを以て特に祭り給ふものなり國民たるもの上意を体し遙拜の式を行ふべし

神嘗祭

伊勢内宮外宮へ新穀を供し祭り給ふものなり國民たるもの上意を体し遙拜の式を行ふべし

天長節

今上天皇陛下の御生日なるを以て御降誕を祝し萬壽を期し給ふ御節なり國民たるもの上意を体し外にありては氏神に参拜し内にありては祖先を祭り皇壽の長久と寶祚の萬歳とを祈るべし

新嘗祭

諸神社へ新穀を供へ祭り給ふものにて祈念祭の報祭なり國民たるもの上意を体し外にありては氏神に参拜し内にありては祖先を祭るや皆新穀を供し登熟の神恩を謝すべし

大祓

一ヶ年を二分して六月十二月の盡日を以て天下の罪穢を祓除し給ふものなり國民たるもの上意を体し外にありては氏神に参拜し内にありては祖先を祭り以て祓を修す

べし故に吾國民は別に消罪の法を要せずして上天下の幸福を得べし

### 例 祭

例祭は凡て其神社年中の大祭にして氏神と氏子の一大重事なり氏子たる者力の及ぶ限り不行届のなきは勿論何事も清潔を主とし善を盡し美を盡し古例を墨守し遺憾なく奉行し氏子は老少の別なく禮儀正しく参拜の上報恩謝徳し御守護を祈り御神徳を仰ぎ奉り家に在りては親族朋友等をも相招きて祝宴を開き今年も面揃て氏神祭に逢ふを祝い又來年も今年の如くならむ事を期し又遠國に在る者は遙拜して神恩を謝し安全を祈り御守護を仰ぎ祝杯をも舉ぐべし

### 神 拜 式

氏神社に参拜したる時第一神前を拜み手を二つ拍てトホカミエミタメ板ヒ給へ清メ給へと申し次に左の祝詞を申すべし

此の所の氏神と何神社に御鎮まします皇神等の御前を某謹み敬ひ拜み奉り常に守惠み幸ひ賜ふ隨に殿のみたまをちはへませと畏み畏みも申す  
又申す事あればそれをも申し終りて手を二つ拍ち拜みて退くべし

氏神社を遙拜する時第一の式は氏神社に参拜したると同じ次に左の祝詞を申すべし  
何の國郡村町に氏神と何神社に御鎮まします皇神等の御前に某謹み敬ひ遙に拜奉り常に守惠み幸賜ふ隨に殿のみたまをちはへませと畏み畏みも申す  
又申す事あればそれをも申し終りて手を二つ拍ち拜みて退くべし

靈殿を拜する時第一の式は氏神に参拜したると同じ次に左の祝詞を申すべし  
此の御靈殿に御鎮まします御靈等の御前に某謹み敬ひ拜み奉り常に守惠み幸ひ賜ふ隨に殿のみたまをちはへませと畏み畏みも申す  
又申す事あればそれをも申すべし終りて手を二つ拍ちて退くべし

稟參せし時第一の式は氏神に参拜したると同じ次に左の祝詞を申すべし  
此の奥つきに御鎮まします何の命の御前に某謹み敬ひ玉申を備奉り拜み奉らくと申す

凡て神拜を略す時は單に拜みて手を二つ拍ちトホカミエミタメ板ヒ給へ清メ給へと申し手を二つ拍て拜み退くべし

因に云ふトホカミエミタメの五つの神言は天祝詞の太祝詞と申して最も尊き言にし

章にして祭祀を絶は子孫の斷滅する徴證なり而して祭祀に美を盡し種々なる賑をなし宴を張り歌舞を演ずる等は子孫増々盛にして氏神の遺業を繼續する實況を奉ずるものにて即人世の功を奏すると云ふも過言ならざるべしされは其盛大なる祭祀に大に御神慮を慰し奉るとは子孫たるもの立身出世して其盛大の實況を父祖に報じ其喜悅を欲するものと異なるとなし又其實功を奏するものに均し故に祭祀は其禮を盡さんとして旗を樹て鼓を鳴し鐘を打ち歌舞を演し山野河海の産物は勿論人工物等に至るまで凡て人世の盛況を悉く現出提供して以て御神慮を慰め奉るべきものなり

### 第三 氏神と靈牌墓碑の關係

靈牌と云ひ墓碑と云ひ靈位と云ひ墓石と云ひ皆異名同物なるのみ之れ人の神靈を祭りしものにて其靈牌墓碑は生前の人体に異ならず故に死に事ると生事るとが如く其墓前或は靈前に存生中其嗜む所の物を供し其樂む所のものは琴に笛に之を奏し以て其神靈を慰むるは氏神の遺風にして此の美俗は万國に見がたき吾櫻花の如し此の風や俗や外國より渡來したる式禮にはあらず是以て其氏神と靈牌墓碑の關係如何を知べし

### 第四 氏神と顯幽の關係

世に人の眼耳得て其及ざるものあり之を幽界と云ふ又人の眼耳現に其知り得べきものあり之を顯界と云ふ其顯幽の二界ある晝夜ありて夜は休し晝は務むるものゝ如し亦人にも見るべき體と見るべからざる靈と其宜しきを得一體を組織し其働きをなす如き天地も見るべき有形なるものと見るべからざる無形なるものと組合て其用を達するは誰も己に其知る所なり其見るべからざる幽事は無形なる神靈之を司掌し其見るべき顯事は有形なる吾人之を擔任し是以て社會の事物は其顯幽の調理に成るは兩手合して始めて其聲あるものゝ如し其顯幽は氏神が此の社會を組織する上におゐて生ぜしものにて天地と共に無究なるものなり其幽にありては其幽府なるものは氏神社其他諸神社の神靈界を云ひ其顯に在て其顯府なるものは吾人の居住山川野海の人間界を云ふ人にして其顯幽の別を知らざるものは靈質の二つが一体を組織する事を知らざるものゝ如し又幽顯異なりと雖ごも神人の關係は形影の如くにして固より其間なし常に相伴ふて離れず故に言語を須ひず紹介を待ずして通ずるものあり之れ常に靈質無言の中に應答して一身の安全をなすものと異なるとなし氏神と顯幽との關係斯の如きを知可し

### 第五 氏神と生死の關係

て世界無比のものなりき外國には此の傳のたしかならざるより宗教と云へるもの起りて生天にさわくなりけりいと愚なる事になむ此の神言の譯をくらまほしく思へる人等は **大國隆正翁の天津詔詞太詔詞考** 鈴木重胤翁の祝詞講義等を見らるるには過ぎざるべし

### 元始祭遙拜の辭

掛卷も恐き東京千代田城に御鎮まします賢所天神地祇歷代皇靈の大前を姓名遙に拜み奉らくと白す

### 紀元節遙拜の辭

掛卷も恐き畝傍橿原宮に天下知食しし天皇の大靈の大前を姓名遙に拜み奉らくと白す

### 孝明天皇遙拜の辭

後月輪東山陵の大前を姓名遙に拜み奉らくと白す

### 神武天皇祭遙拜の辭

掛卷も恐き畝傍山東北山陵の大前を姓名遙に拜み奉らくと白す

### 神嘗祭遙拜の辭

掛卷も恐き伊勢の神宮の大前を姓名遙に拜み奉らくと白す

### 春秋季神殿祭皇靈祭遙拜の辭

掛卷も恐き東京千代田城に御鎮まします天神地祇歷代皇靈の大前を姓名遙に拜み奉らくと白す

### 靖國神社遙拜の辭

掛卷も恐き東京に御鎮まします靖國神社の大前を姓名遙に拜み奉らくと白す  
凡て遙拜式は新しき薦を敷き高机一脚を設け玉申を獻るべし又遙拜の祝詞を申す前必ずトホカミエミタメ稗給へ清給への神語を申すべし

今斯に掲ぐる祭祝日は吾曆上に記載あるものにて其祭祝日には我御帝室にありては御皇靈御神殿において祭典を御執行なし給ふものなれば國民たるものは其祭祝日に當り上意を体し各氏神に參集して祭事をなし祝事を行ひ遙拜の式を擧るは國民の義務なり氏子の本分なり氏神の遺訓なり國家の大禮なり人道の本元なり故に人世の綱紀之によりて張り國家の維持之によりて成らざるはなし又祭祀の行はるゝは子孫の繼續する表



章にして祭祀を絶は子孫の斷滅する徵證なり而して祭祀に美を盡し種々なる賑をなし宴を張り歌舞を演ずる等は子孫増々盛にして氏神の遺業を繼續する實況を奉ずるものにて即人世の功を奏すると云ふも過言ならざるべしされは其盛大なる祭祀に大に御神慮を慰し奉るとは子孫たるもの立身出世して其盛大の實況を父祖に報じ其喜悅を欲するものと異なるとなし又其實功を奏するものに均し故に祭祀は其禮を盡さんとして旗を樹て鼓を鳴し鐘を打ち歌舞を演し山野河海の産物は勿論人工物等に至るまで凡人世の盛況を悉く現出提供して以て御神慮を慰め奉るべきものなり

### 第三 氏神と靈牌墓碑の關係

靈牌と云ひ墓碑と云ひ靈位と云ひ墓石と云ひ皆異名同物なるのみ之れ人の神靈を祭りしものにて其靈牌墓碑は生前の人体に異ならず故に死に事つぎまつると生事せいじまつるが如く其墓前或は靈前に存生中其嗜む所の物を供し其樂む所のものは琴に笛に之を奏し以て其神靈を慰むるは氏神の遺風にして此の美俗は万國に見がたき吾櫻花の如し此の風や俗や外國より渡來したる式禮にはあらず是以て其氏神と靈牌墓碑の關係如何を知べし

### 第四 氏神と顯幽の關係

世に人の眼耳得て其及ざるものあり之を幽界と云ふ又人の眼耳現に其知り得べきものあり之を顯界と云ふ其顯幽の二界ある晝夜ありて夜は休し晝は務むるものゝ如し亦人にも見るべき體と見るべからざる靈と其宜しきを得一體を組織し其働きをなす如き天地も見るべき有形なるものと見るべからざる無形なるものと組合て其用を達するは誰も己に其知る所なり其見るべからざる幽事は無形なる神靈之を司掌し其見るべき顯事は有形なる吾人われら之を擔任し是以て社會の事物は其顯幽の調理に成るは兩手合して始めて其聲あるものゝ如し其顯幽は氏神が此の社會を組織する上におゐて生ぜしものにて天地と共に無究なるものなり其幽にありては其幽府なるものは氏神社其他諸神社の神靈界を云ひ其顯に在て其顯府なるものは吾人われらの居住山川野海の人間界を云ふ人にして其顯幽の別を知ざるものは靈質の二つが一体を組織する事知らざるものゝ如し又幽顯異なりと雖も神人の關係は形影の如くにして固より其間なし常に相伴ふて離れず故に言語を須ひず紹介を待ずして通ずるものあり之れ常に靈質無言の中に應答して一身の安全をなすものと異なるとなし氏神と顯幽との關係斯の如きを知可し

### 第五 氏神と生死の關係

人に生あり死あるは人の常にして氏神の定め給ひし常則なり其生死は体あるより起り  
体あるは業あるより起るものなり其業や氏神の開始せられしものにして氏神は其開始  
せられたる業務を営ましめんがため分体して以て吾人氏子を繁殖せしめ人間社會を組  
織し給へり故に生死ある吾人の身体は氏神の遺体分身にして氏神の遺業を相續するの  
外用なきものなれば子生れて氏神に告げ顯明八百万の人事を分掌し氏神の遺命に奉答  
し國家忠良の民たらんとを祈り死して幽冥八百万の神業を分任し子孫の守神となる之  
れ氏神の實跡に因るものなり見るべし氏神が人世の業務を開き其功を成し永く神社に  
鎮座して國家を守護せらるゝに異なることなし殊に氏神は吾人の祖宗なり其祖宗の靈た  
る氏神に吾人子孫氏子の靈を配祭す素より其所なりとす如此氏神と生死の關係其密接  
なることを知べし

#### 第六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる除災招福

災とは禍津日の禍事が善事を防止して其進行を停止するを云ひ福とは神直日の直事が  
善事を助成して其進行を速ならしむるを云ふなり……而して災は惡事に因し福は善  
事に因するは氏神の神判たる因果報應の神律に依準するものにて決して人爲を以て左

右すべからざるものなり然れども氏神の慈愛なる變災招福の神律を設て各人之人により  
人の人たる業務を全くし死生二つながら其安きを得せしめらるゝは吾等氏子人間社會  
の滅亡を救助せらるゝ大慈大愛無上無極の神意なり其人世救済の神律とは何ぞや云く  
祓なり祓は人の神心を清めて至誠至善外欲の侵入を排除し正意正心真心なる人の本心  
に復歸せしむる神法なり其祓を修すれば其罪惡を免赦し復問ふ所なし我國式上已に六  
月十二月を以て祓を修し國家の罪穢を祓除す之れ歳々新にし又歳々新たにするものな  
り是れ一家において日々祓を修め日々に新たに於て又日々に新たに於てするものと敢て異  
なることなし見るべし我國人毎朝身体の汚穢を去るに先つ盥漱し水と鹽とを用ゐて其身  
を清むるの風習あり即ち毎朝祓を修し一家舉て其祖宗を拜し其徳を仰ぎ其守護を祈り  
人世の業務を全くし祖宗の遺命に奉答せんことを期するものにて全く氏神の遺風を相續  
するものなり故に人たるものは氏神の神意を奉し毎朝息らす祓を修して一家の祖宗且  
つ其地氏神に敬事せば災害を除去し福徳を得るは素より其所たり是以て除災招福は氏  
神を尊崇敬事する上より生ずることを知べし

#### 第七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる無病長久

人の無病長久なるは人世の永福にして人の業務を全くする福田なり吾人氏子が氏神より命ぜられたる人生の業務を果さんとするに當健全無病にして且長壽なるは其功を全くする基本なり故に人の業務に功を奏せんとするもの其身の保養に怠らず之れ身は氏神の遺体にして之を私せず専はら之に毀けんことを恐るべきのみ是以て無病長壽は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

#### 第八 氏神を尊崇敬事する上より生ずる生死の安心

生死は人の大事にして人力の之を如何ともするに能はざるものなり其生は業あるに始まり死は業の盡るに終る人生れて業に就き死して業を廢す思ふに吾人氏子の此世にある此業あるが故なり此業ある故に此の身あり此の家あり此の國あり此の山川あり此の舟車あり此の器物あり此の動植物あり此の礦物あり是等は氏神の開始して吾人氏子の生存上に授與せられしものなり其授與せられたるものをして増進繁殖して各其功を全くせんと互に其競争場裡にありて優勝劣敗其常ならざる中に生死するは軍人の出戦して勝敗の中に生死あるものゝ如く死も功をなすものなり生も功をなすものなり其生と云ひ其死と云ひ皆將軍の指揮によるものにして豈私に生死するにあらずされは人たるもの之を思へは生死の上におゐて更に憂慮する所なかるべし然るに種々の雜念を起すあるは惑へるの甚しきものなり特に人の生死は氏神の命ずる業務其終始する上に出るものなり故に氏神は生死の元生死は事業の終始によるものたることを知らば一も生死に念を措とあらんや是以て生死の安心は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知べし

#### 第九 氏神を無視する不敬より起る神罰神警神崇

人として人の行を修めず人の業を爲ざるものは氏神の罪人なり氏神は之を愛し之を助けて人の人たらしめんと獎勵し給や或は警し或は罰し或は崇して其顧みる所あらじむるは恰も父たるもの子の悪行を見て之を懲し善を勸むるものゝ如し子として父の懲罰を受るとの多きは父を無し父の命を奉ぜざるによるなり氏子たるもの種々なる災害を蒙むるは氏神の命を奉ぜず氏子の氏子たる道を盡せざるに依なり其神罰神警神崇たる氏子において之を如何ともするとなかるべし此時に當ては唯祈請し其罪を謝し其行を改むるにあるのみ之れ人の途中において俄に驟雨に衣を濡し或は暴風に家屋を損ずるも其雨や風や之を如何ともするとなく唯其濡たる衣を乾し損したる家屋を修し其回復をなすものゝ如し是以て神罰神警神崇等は氏神を無視したる不敬より起ることを知べ

## 第十 氏神を無視する不敬より起る其身の疾病又は流行病

吾人氏子の身體は氏神の遺體なり其遺體は氏神の遺命を全くする爲めに具するものたることを知れば之を尊重保持せざる可からず而して事をなすに身あり物の用を達するに器あり器や欠る所あれば其用を達せず身や病あれば事をなす能はず然るに身は氏神の遺體なることを忘るゝは其身を尊重保持せざるより其毀傷を顧ざるに至る此れが爲めに疾病を醸すや必せり而して其醸したる疾病は之れが療養に勤めざるを以て其病毒相互の間に感染し以て流行す之れ其身を貴重せず塵芥視するより起るものにして之れ其身の元たる氏神を無視するに歸す是以て其身の疾病又流行病は氏神を無視したる不敬より起ることを知べし

## 第二章 國家

### 第一 氏神と御帝室の關係

謹みて案ずるに各地の氏神社は我御帝室の皇祖皇宗にあらざれば吾人氏子の祖宗先人ならざるはなし臣下として君を祭り朝廷より諸社を禮せらる之れ君臣の義父子の親

全く其厚きによりて致すものなり而して其大體を云へは吾種族は御帝室の分系にして御帝室は其本統なり是以て我君臣は父子の親を兼たり又一源分派分派一源にして其祖を共にし其宗を同じくす故に各地の氏神は御帝室の分支にして特に御帝室の御太祖たる皇太神宮は氏神の大氏神にましまして總御氏神なり是以て氏神の元は御帝室たる事を明らかにし氏神と御帝室とは其關係の密接なることを知べし

### 第二 氏神と國家の關係

氏神と國家とは人と家との如し家は人に作られて人を住ましむ氏神と國家も又此の如く國家は氏神之を作り給ひ氏子をして其中に生活せしめ給ふ氏子たるもの其建立し給へる國家にあるは猶魚の水にあるが如し魚は水によりて活き氏子は氏神によりて其生を全くせり思ふに吾人が居住する土地は何の人之を開きし乎吾人が營む所の事業は何人の之を始めし乎決して氏子の吾人にはあらざるべしされは吾人が住む土地は氏神の開き給ひしものなり吾人氏子が營む所の事業は氏神が始め給ひしものなり吾人氏子は其氏神の開始し給ひし事業を相續するものなればなり是以て氏神は國家の精神國家は氏神の體軀の如し又氏神は國家の氏神なり國家は氏神の國家なり一體不二分岐すべか

らす實に其關係の大なる此の如し吾が帝國の人民たるもの一日も忽にすべきものならんや

### 第三 氏神を尊崇敬事する上より生ずる帝室の無窮臣民の長久

氏神は吾人の祖宗なり吾人其盡す所の忠孝は祖宗の遺訓なり其遺訓を體して君に忠に親に孝すされば氏神は忠孝の源淵なり是以て氏神に敬事するものは氏神の遺訓を確守す遺訓を確守して君臣の義父子の親初めて全し而して天壤無窮同床齋鏡の神勅は皇祖の遺訓にして吾人祖宗は其遺訓を奉じて吾人子孫に之が遵行を遺命せり今や吾人子孫は舉て其遺命を奉し祖徳を仰き帝室に忠し親に孝す之れ帝室の繁榮日々其厚を期し万古變ぜず又臣民も帝室と共に其永久を期するは全く其所以斯に存すればなり是以て氏神を尊崇敬事する上より生ずる帝室の無窮臣民の長久なるを見るべし。

### 第四 氏神を尊崇敬事する上より生ずる國家の維持

吾人氏子が經營する國は氏神の遺物なり又吾人氏子が居住する家は祖先の遺物なり吾人氏子は之を守り之を保ち増々盛大にし若他より之を奪はんとし之を侵さんとするものあるときは死を以て之を防禦し以て永遠に保護するは吾人氏子たるもの、本分と云

ひ義務と云ふ其保護する所の國家は之を私有せず即之を氏神又は先祖の所有とし吾人氏子が之を保護する上より生じ來る利益により其生を全くするものなれば氏神は吾人氏子たるもの、生存の本なり其本を本とし常に氏神を尊崇することを忘れざるものは國家を忘れざるにより國家の維持は自然に強固なるに至るべし是以て國家の維持は氏神を尊崇敬事する上より全く生ずることを知べし

### 第五 氏神を尊崇敬事する上より生ずる富國強兵

國を富さんと欲せは國民舉て其業務を盡さざるべからず兵を強くせんと欲せは又國家の元氣を養成せざるを得ず其元氣と云ひ業務と云ふは其元は皆氏神にして其元たる氏神に増々厚くするは其元に培する如く其結果國富み兵強くなるは尙培養至れるもの必ず其果實肥大充實なるを得るもの、如し故に富國強兵は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

### 第六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる國家の福利永久

國家は氏神が吾人氏子へ之を永遠に保護する責任を以て分與割讓せられたるものにて決して之を私有放視すべからざるは言を俟たざるものなりされは其保護の上において

一も其責任を全くせざるにあらざるときは氏神に對し何の面目あるべき故に氏神に敬事し其元に厚くするときは隨て身親から其厚くする所あるより國家に對するの責任は全く之を盡すべきにより國家の福利永久は自然に生ぜざるを得ず是以て國家の福利永久は氏神を尊崇敬事する上より生ずるを知るべし

#### 第七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる治國齊家

一家は其家祖宗の開始せる所にして其家族は舉て其祖宗の恩澤に浴しながら其祖宗に敬事せざるは不孝之より甚しきはなし安ぞ一家の榮福を期するにあらざるときは決て一國の平治は持其國民其國開祖の恩澤中に出没しながら報恩の念を忘るゝときは決て一國の平治は持し難かるべし蓋し報恩とは其國開祖の命を奉じ其國を維持せる義にして即其國開祖より相續したる吾人子孫の本分を盡すべき義に外ならず故に一國の平治なるは其國開祖に敬事し一家の齊るは其祖宗に敬事するより生ずるものなり是以て治國齊家は氏神を尊崇敬事する上より生ずるを知るべし

#### 第八 氏神を尊崇敬事する上より生ずる一國一家の勃興

今や國家百般の上において一も氏神の賜にあらざるものなし其見安きものは國なり家なり身なりとす其國なり家なり身なり之を氏神の氏子に賜ひしものなれば之を失し之を亡さんとするものはあらじ故に増々之か榮福と永久とを期するものなり其期する所の國なり家なり身なり之が榮福永久は吾人氏子の目的として常に務むる所なり其務むる所は氏神の本旨にして氏子の真心なり氏子の真心は元氏神の真心より出たるものなり此の如く氏神と氏子とは元同體同心にして分岐すべからず故に氏神の望み給へる所氏子之を成し氏子之を成さんとするものは氏神之を欲し給ふ此の如く合同一致するは國家の勃興する基なればなり是以て一國一家の勃興は氏神を尊崇敬事する上より生ずるを知るべし

#### 第九 氏神を無視する不敬より起る國家の滅亡

氏神は國家をして増々盛ならしめし爲めに氏子をして繁殖し各自其營む所の業務を開始し以て今日の國家を作れり吾人氏子は其氏神の作り給ひし國家にありて其元たる氏神を無視し以て不敬するものは其元を捨て其恩を忘るゝものなり人として其元を忘れ祖宗の祭祀を絶ち父母を無するもの何ぞ其家盛ふべき一國も亦然り是以て一國民が舉て命を聞き訓を奉ずる氏神の祭祀を絶ち其徳を仰ぎ其恩に謝せざるは其國を忘るゝも

のにて一國の維持は保すべからず是以て氏神を無視する不敬より起る國家の滅亡すべき所以を知るべし

#### 第十 氏神を無視する不敬より起る亂國廢家

一國の統一なるは一國の祖宗を奉戴し其命を守るにあり一家の興るや祖宗を重じ祖宗の遺命に遵ひ敢て私せざるによるなり然るに人として祖宗を祭らず遺訓を奉ぜず私意を逞したるときは必ず其國亂れ其家廢す見るべし外國にありては多く其國舉て奉ずる祖宗なく又一家舉て命を奉すべき祖宗を祭らず國も一代家も一代の如くにして之が永久を期せず故に革命は其國の常となり國民之を怪まず之を以て物凡て個々別々にして其命令一に行はるゝもの甚だ尠し往々彼の國王たるもの斷頭臺上の悲花と散じ無慘の露と消とあるを見るべし是以て亂國廢家は氏神を無視する不敬より起ることを知るべし

#### 第十一 氏神を無視する不敬より起る一家の斷絶

家を興すものは必ず孝順ならざるなし父母に孝順なるものは必ず其業務を精勵せざるなし氏神は國家の祖宗各人の元祖にして即一家の祖先におけるが如し人として一家の祖先を無視するや必ず一國の祖宗を忘るゝに至るべし凡て祖宗を忘るゝものは國家を

私視す故に祖宗が開始したる田畑を耕稼し又祖宗が建立したる居宅にありながら其田畑や家屋や何人の勞力により成りたることを知らず故に之を保持し其務むる所を忘るゝに至る其家必ず斷絶すべし是以て一家の斷絶は氏神を無視する不敬より起ることを知べし

#### 第十二 氏神を無視する不敬より起る臣民の滅亡

君に忠に親に孝なるは祖宗の遺訓にして又一氣同體一族同類の情當に其の厚き神性の至誠に出づ而して人を問もの父母に及び又必ず其祖に及ぶ又父母に孝に君に忠なるもの又之を其靈に及ぼす之れ本あれば末あることを知り末あれば本あることを知ればなり然るに其本たる氏神を無視し不敬をなすを常とするものは其人や必ず私意を逞くし自己の外顧る所あらず何ぞ未だ見ざる遠き祖宗に及はざらん又人たるもの只自己あるそのみを知るときは死して祭るとなき禽獸と伍するに至らん此の人や之れ祖宗の遺體を盗み遺業を無みし遺訓に悖り特に祖宗の勞力によりて成就したる國土に放逸を極めたる大賊にして終に其懲罰は遁るゝを得ず其家も又必ず滅亡し生て其頼る所を失し死して禽獸の如く其靈を祭るものなし人として此の如く生死悲境に沈淪するは實に憐むべき

とならずや吾人臣民として斯に至るときは如何ぞ帝室の盛榮を期し奉るべき吾人臣民たるもの深く慮からざるべけんや是以て氏神を無視する不敬より起る臣民の滅亡に至る所以を知らず豈恐懼に堪へざる可けんや

### 第三章 人 事

#### 第一 風 俗 風 儀

##### 其一 氏神と風俗の關係

今や我國の風俗は海外諸國の風俗と混雜し吾人氏神の遺風を失墜せるもの甚夥とせず然れども其失墜したるものは多くは皮想に止まりて幸に未だ骨子に侵入せず故に其美なるものは全く存し其光明は千古に歷々たり其美なるものとは何ぞや萬代無窮の帝室に忠し君臣の義天地と共に變ぜず臣子の祖宗を祭り朝廷の神祇を祭らるゝは君臣の大義死生不二にして其君臣の大義は父子夫婦兄弟朋友各其德義を養成し父々たり子々たり夫婦は夫婦たり兄弟は兄弟たり朋友は朋友たり其大義の及ぶ所死に事ると生に事るが如し今や氏神社は万古不易にして各地に巍然として屹立し春秋二季の祭祀は報恩謝徳の道義をして増々厚からしめ其及ぶ所の好果は社會の德義を増進し國に不忠の臣

なく家に不孝の子なからしむ又國家に事あるときは吉凶禍福に關せず先づ氏神に祈誓し死生の別なく一致協同其衝に當るものは其力能く國家を維持す是等の美風は吾氏神の遺俗遺風にして世界に其例なき一種特別の美風良俗なり氏神と風俗との關係たる相離る可からざるを恰も人身と衣服との如し其關係する所大なるを知るべきなり

##### 其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる風俗風儀の嚴重

風俗とは一人一家の習俗大成して誰人の上にも行はるゝものを云ふ其著しきものにて何人も能く知れる所のものを以て言はゞ我國秋季に至り各地氏神の祭事を行ひ親族互に往來して其安否を訪ひ其祖宗たる氏神に參して共に其年の新穀を供し又宴を開きて一族の繁榮其身の安全を慶賀し各其歡樂を盡す等忠君孝親は人道の最上と仰ぎ争ひて之が實行を務むるもの等なり其中最も美とする所のものは祭祀なり世界中國は万を以て數ふと雖とも國民舉て其祖宗たる氏神の祭祀を行ひ其德に報ひ其守護を仰ぐに至りて一人も洩るゝとなきは獨り我國の外絶つてあらざるべし我國民常に一致の力に富み上下父子の親永遠無窮なるは其故斯に存す而して獨り我國に存する風俗中最も美とし良とする氏神祭は忠君孝親の良風善俗の綱紀にして其綱紀は凡て風俗の領袖となるを



以て吾風俗に外國の風習を混するものあると雖も唯皮想のみ此の如く風俗は凡て氏神の遺風遺俗ならざるはなし故に氏神に敬事する者は己に其遺風等は實行しつゝあるものなり是以て風俗の嚴重なるは氏神を尊崇敬事する上より生ずるを知るべし

## 第二國式家禮

### 其一 氏神を尊崇敬事する上より生ずる國式家禮の嚴重

國式とは何ぞや國家の大禮なり國家の大禮とは何ぞや祭祀を以て最も重しとす而して祭祀とは其恩に報し其徳を仰ぐものにて今や吾曆上に記載せる元始祭等國令により國家舉て行ふべきものなり又家禮とは何ぞや其一族舉て行ふ所のものにて冠婚葬祭等の如し其國式と云ひ家禮と云ひ皆氏神の開始せられたるものにて吾人氏子は之に習ひ之に學び其遵行を誤らざらんを務むるのみ而して氏神は人の祖宗にして人類各族の仰ぎて以て尊崇敬事する所のものなれば國家に關する式禮は何事によらず其地氏神社に參集し神前において之を行ふことは一族に關する式禮は何事に限らず其宗家において之を行ふと何ぞ異ならん凡べて國式と云ひ家禮と云ひ之れ皆人の業務を終始する上において其誠意を表し先人に報し後人に示し一致協同して吉凶を共にし國家は一家の如

く一家は一身の如く調和し互に其安全を期せんとするものなり其式や其禮や氏神に敬事する上において常に行ひつゝあるものなれば忘れんとして忘るゝと能はず是以て國式家禮の嚴重なるは氏神を尊崇敬事する上より生ずるを知るべし

### 其二 氏神と冠婚葬祭の關係

今や冠婚葬祭の禮たる内外相混じたるも氏神の遺式遺禮は全く相存し只其相混じたる外國風儀は皮想の上のみにして其實体に及ばず抑我氏神の遺式は何事も之を成すに先て氏神に申告し以て其式禮を舉るを恒例とす今其内外相混じたる式禮あるも之を行ふに先て氏神に參し其事を告げ又其先祖に告げざるものなし特に婚禮は家系を相續する人間一生中の重式にして氏神の遺業を繼續する始めなれば氏神に參して其遺業遺訓に奉答せんことを誓ひ其功を全くせんことを祈り又子生れて宮參と稱し氏神に參拜し其子の安全生長を祈り其子の誕生を祝賀し其氏子たる守札を拜受し其産地と氏神とを明にし且つ常に念祖の情を厚くし國家を愛し君父に忠孝し家名を舉んとを期すべきなり又葬祭の禮たる父死して子之を葬り子死して父之を祭り其葬むるや之を祭るや其祭るに靈位を正座に安置し存生中其嗜みし所の物其好みし所の物を供し其族類朋友相會し其近

親の者之が祭主となり其式を行ふは氏神の遺風なり今や其式禮の執行は多く之を他人に托するものあるも其靈位を安置し之を奉するに近親の者之か主となり其靈位に山野河海の珍味を供する等の式に至りては一も氏神の遺風は失墜せず特に葬儀中しか花と稱し紙を切りて竹串に纏ひ一種質素の造花を供するあり是は葬儀中最も重禮とする奉幣玉串の古式自然に存するものなり又松檜等凡て綠葉の樹木類を佛前墓前に供するは神籬かみかきとて青葉の樹木又枝等にゆふとて楮麻等の皮を剥ぎたるを付して神に供する古禮の畧なり此の如く吾氏神の遺風遺式は諸禮式の實體となれり今や我風俗は是等の實體より維持せられつゝあるものなれば我風俗の上において我氏神の關係最も大なりとす以て其關係する所あるを見るべし

### 第三人 倫

#### 其一 氏神と人道の關係

人道とは氏神の遺訓遺業を云ふものにて吾人子孫たる氏子か新たに創始せしものにはあらず人ありて始めて人の道なるものはあるなりされは道は人の始めなる氏神是を創始し人世之に由りて建立し吾人氏子は其人世を相續するものなれば吾人が今踏む所の道は即氏神の遺蹟ならざるなし氏神と人道との關係斯の如し以て其關係の大なる所を知るべし

#### 其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる君臣父子夫婦兄弟朋友の道義

君臣父子夫婦兄弟朋友の道たる皆氏神の遺訓を守り其秩序を失はざるによるなり氏神は人の始めなり道の元なり吾人氏子は其始めに習ひ其元により君臣は君臣たり父子は父子たり夫婦は夫婦たり兄弟は兄弟たり朋友は朋友たり其道古今に通じて一も變ぜず之れ其元たる氏神の古今に通じて又動くことなく嚴然存在して其及ぶ所の洪徳其道義を維持し給へるによるなり故に人として之を知るもの何ぞ人の道に背べけんや是以て君臣父子夫婦兄弟朋友の道義は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

#### 其三 氏神を無視する不敬より起る君臣父子夫婦兄弟朋友の不道

君臣父子夫婦兄弟朋友の道たる氏神の遺訓に成る然るに其遺訓の元たる氏神を無視するものに至りては其遺訓は何によりて之を維持し且つ其實行は何によりて見るを得べき素より氏神を無視するもの其遺訓を守らざるは必然ならん是以て君臣父子夫婦兄弟朋友の不道は氏神を無視する不敬より起ることを知るべし

其四 氏神を尊崇敬事する上より生ずる修身正意

修身は齊家の始め正意は修身の元なり其身と云ひ其家と云ひ皆氏神の遺物にして即氏神の賜ものなり君の賜ふ所の器物は之を奉戴し能く之を保存せざるなし况や吾人氏子が身と云ひ家と云ひ豈器物の比にあらんや抑其意を正し其身を修むるは皆氏神の遺命を全くし自己の安全を期するものなり人として其安全を望み氏神の遺命に奉答せんことを望ざるものはあらざるべし故に修身正意は氏神によらざれば能はざるなり是以て修身正意は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

其五 氏神を尊崇敬事する上より生ずる慈心愛情

人の慈心愛情は其生存を全くする根元にして何人と雖とも之によりて生存せざるものなし而して吾人氏子の今日まで繁榮し來れるものは全く氏神の慈心愛情なり今や凡て親の子を愛するは氏神の其子孫を愛せしに習へるものなり故に人常に其慈愛の元なる氏神を慶事せば増々慈心愛情を感發し以て厚きに歸す故に氏神を尊崇敬事する上より慈心愛情の生ずるを見るべし

其六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる善行善業

氏神は善行善業の元なり吾人氏子て其始め氏神の行ひて善となし給ひしもの之を善行とし氏神の營みて善となし給ひしもの之を善業として吾人氏子は之を正鵠とし之を標準とし社會をなしたるものなりされば人の善行善業は氏神の實蹟を追行して其誤りなからんとを期するのみ故に善行善業は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

其七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる忠勇義烈

忠勇義烈は國家の爲め其身を忘れ先祖父母に其身を致し敢て顧みざるものなり之れ氏神の吾人氏子に遺命し給へる遺訓を守り死を以て確守し其名分を明にし氏神の遺體たる吾人氏子の本身を汚損せず全く人の本分を盡すものは上氏神の遺命に奉答し下先祖父母に報するものにて人の本務は之にて盡き一も残す所なし故に忠勇義烈を盡すに難事あるも其の中に無上の快氣を帯ひざるものはあらず又此の事に當りては或は斃れ或は死するも其安する所あるは之れ人は其本分を盡すを常に目的とし其目的を達すれば人の成すべきとは己に盡たるを以て一も遺憾なきによるなり而して其人の本分と云ひ本務と云ふ皆我氏神の遺訓遺命なり其遺訓を守り遺業を營む吾人氏子の身たる皆氏神の遺體なりされば氏神の遺體を以て氏神の遺業をなす人皆之を快事とす假令は孝子の

父の分身を以て父の事を行ひ之を無限の快事となすものゝ如し是以て忠勇義烈は氏神を尊崇敬事する上より生ずる事を知るべし

其八 氏神を無視する不敬より起る不忠不孝

君に忠し親に孝するは皆其元たる氏神の遺訓を奉して君は君父は父臣は臣子は子の道を失はず其守る所あるによるなり其守る所の元たる氏神なかりせば其奉ずる所一ならず其守る所一ならずして各自其意に任ずるより子は子ならず臣は臣ならず故に國に不忠の臣あり家に不孝の子あるに至る見るべし其奉ずる所一ならず國に至りては或は斷頭臺上の悲鬼となりし君あり河海に沈みし父母あり山野に餓死せし兄弟ありし實例枚舉に遑あらず是等は歴史上に歴々として明かなれば誰人も己に能く知れる所なり是以て不忠不孝は氏神を無視する不敬より起る事を知るべし

其九 氏神を尊崇敬事する上より生ずる男子の節操

人として節操なきものは偶像の如し人に節操あるは家に柱礎あるが如し其節操は氏神の遺命を全くする實力なり其力不拔不撓ならざれば氏神の實蹟を履行するに能はず故に人として氏神の遺命を奉じ人の本分を全くせんとは節操は必ず生ずへし男子にし

て此の節操を養成強固ならしめんとせば氏神が國家を開始し其開始したる國家を千歳無窮に維持し給へる不變不拔の強力によらざるを得ず是以て男子の節操は氏神を尊崇敬事する上より生ずる事を知るべし

其十 氏神を尊崇敬事する上より生ずる婦女の貞節

人の行は之を先人に正し之を祖宗に鑑み以て其盡す所なくんばある可からず氏神は國家の父母なり大慈大愛の泉源なり其地の師範なり郷村の聖哲なり即吾人氏子の國父國母なり郷父なり里母なり今や婦女の貞節は氏神の遺蹟を遵守して實行するものなり故に氏神は貞節の鏡面なり又吾人氏神は夫婦協同して此國家を開始し吾人氏子をして其國家を繼續せしめ給へり而して婦女の貞節たる内治を専はらし夫を扶助し一家の永續を期するを以て其の分とす其事たる唯氏神と大小の異なるあるのみ故に婦女の貞節は氏神の實蹟を實行するにあり是以て婦女の貞節は氏神を尊崇敬事する上より生ずる事を見るべし

其十一 氏神を尊崇敬事する上より生ずる交際上の親睦

吾人氏子は氏神の子孫なれば即同胞なり又吾人氏子は氏神の愛子愛孫にして其祖を同

くし其族を共にせり故に吉凶禍福を共にし以て互に相扶助すべきなり又氏神は吾人氏子の祖宗にして氏子は彼我の別なく皆其子孫なれば同胞同族なることを忘れず上氏神の徳を仰ぎ下吾人氏子の親愛を厚くすべきなり是以て交際上の親睦は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

其十二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる上下の平和

上下の平和は上下其秩序を紊亂せず君々たり臣々たり父々たり子々たり又夫婦は夫婦たり朋友は朋友たるより成るものなり其秩序は氏神之を定め氏神之を維持す故に其秩序は吾人氏子が之を左右し以て紊亂するを得ず若し之を紊亂することあるときは氏神の遺律之を逆賊とし氏神の遺刑之を滅亡せしむるを以て我國上下の平和は天地と共に窮まりなきに至るべし故に一家の平和は一家の祖先を敬し遺命を奉じ各其職を盡すにあり又一國の平和も其國の元たる氏神に敬事し其遺訓を奉じ君は君たり臣は臣たり以て各其遺業を分任し其守る所を守り上下反目せざるにあり是以て上下の平和は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

其十三 氏神を無視する不敬より起る上下の不和

氏神は國民の祖宗なり國民之に敬事するは一家の祖宗に敬事するに異ならず然るに其一家其祖宗に敬事せざれば其家必ず和合せざるべし國も又然り國民として一國の祖宗たる氏神に敬事せず之れ上下分離して以て和合せざるによるなり是以て上下の不和は氏神を無視する不敬より起ることを知るべし

其十四 氏神と人事上百般の關係

人世は幽顯組織の大成したるものにして顯に屬する八百萬（はちまう）の人事あるを以て八百萬の人あり又幽に屬する八百萬の神事あるを以て八百萬の神あり神人各之を分掌し分治して其調合宜きを得るを以て處世の安全は保持せらるゝものなり其人事上百般の事々物々とは其始めあらざるなし其始は吾人氏神にして其事物は吾人氏子の繁殖に伴ひて増々多々なるに至りぬ其多々なるは氏神の始め給へる事々物々の擴張せしものにして社會の榮福を増進するものなれば全く氏神の本意に適するものなり是以て氏神と人事上百般の關係其如何を知るべし

其十五 氏神を尊崇敬事する上より生ずる軍人の忠君報國

國家守護の任務を集めて其衝に當るものは軍人なり其軍人の責務は吾人氏子が氏神よ

り此の國家を永遠保護すべき任務を依托せられたるにあり其依托せられたる任務を盡し國家を守護し其氏神の命に奉答するに當り忠君報國は軍人の精神として氏神の與へられたるものにて吾軍人たるものは代々之を實行し常に之を養成して止まざるより増々其精神は發達強固にして君の爲めに命を惜まず國の爲めに身を抛つは人たるものゝ本分と死して一も遺憾なしとするは氏神を敬して其身の何たるを知るによるなり是以て軍人の忠君報國は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

#### 其十六 氏神を尊崇敬事する上より生ずる鞏固不拔の精神

鞏固不拔の精神は氏神の遺命を奉じ確守するに出つ人として不忠の水は吞まず不義の穀は食せざるは國に對し君に對し鞏固不拔の精神あればなり其君なり國なり凡て其盡すべき義務は氏神の定め給へるものにて其定め給へる義務の何たることを知らは何人となし雖も其盡す上において鞏固不拔の精神は必ず持すべきなり故に鞏固不拔の精神は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

#### 其十七 氏神を尊崇敬事する上より生ずる一致協同

祖宗を共にし族類を同じくするは一致協同の元なり我國幾千万の氏子たる者氏神を一にし其族類を同くせざるはなし今其幾千万の氏子は舉て其命を奉じ一致協同す其著るべきものは國民舉て兵役に服し一致協同國家を守護する等皆之れなり是等皆氏神の遺命にして其一致協同は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

### 第四 教 育

#### 其一 氏神と教育の關係

教育と云ふものは凡て其國體を元として其良俗美風を維持し國民の智識を増進し國家の平和を永遠に期するものなりされば我國體と云ひ良俗美風と云ひ我國の要素となり國家を組織するものは一として吾人氏神の遺訓遺令等にあらざるはなし今や教育の元たる明治の勅語は即氏神の遺教遺訓を大成して吾人已に實行しつゝあるものをして増々明かになし給ひしものなり故に勅語は今や新たに是を守るにはあらずして吾人は祖宗より今日まで己に其事を實際に守りつゝありしものなれば吾人は共に唯之をして後來増々厚からしめん事を期するのみ是以て氏神は教育の根源にして假令教育を人とせば氏神は其命令者の如く命令者と命令を受くるものと其關係の如何は以て知るを得べし是以て氏神と教育の關係其大なることを知らざる可けんや

### 其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる家庭教育

氏神は國家教育の本なり今や習て訓致したるものは皆氏神の遺訓ならざるものなし故に家族たるもの常に氏神を敬し其遺訓を仰がざるべからず而して吾人子孫は氏神の遺体を奉じ遺業を營むものなれば國家は勿論其身も共に私有すべきものにあらず是以て吾人氏子たるもの其有するものは皆氏神祖先父母等より預りしものなりと其感念を起すに至らば國に不忠の臣なく家に不孝の子はあらざるべし而して我家庭の教育において常に子孫に祖先の勳功を語り家名を擧んことを務むるは我國風なり又我國風は家名を保ち祖宗の名聲を擧るに至りては身をも財をも惜まざるものなり若し過て祖宗の名を穢すあるときは何の面目ありて生を保たんやと命を捨るものあるは念祖の情最も深きに出るものにして其念祖の情深きは家庭の教育常に念祖を以て第一とすればなり是以て家庭の教育は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

### 第五 業 務

#### 其一 氏神を尊崇敬事する上より生ずる家業の繁榮

家業とは一家擧て各自分任する業務にして一家は其業務の成否によりて盛衰をなす家

族なるもの盡さざるべけんや吾人氏子の本務たる上は祖宗の祭祀を繼續し下は子孫をして其家を永續し其存立を保つべきなり是皆其業務の成否に起因す其業務は氏神の遺體を以て氏神の遺業を繼續するものなり而して子たるもの父の業を繼ぎ父の功を享け父の尊嚴を仰ぎ父の遺訓を重す之れ全く氏神の命を奉ずるものなり然るに若之に反することあるときは決して其功を奏する能はず是以て氏子たるもの常に氏神を尊崇し其命を守るにあらざれば終に其家業の繁榮は期し難かるべし故に家業の繁榮は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

#### 其二 氏神を尊崇敬事する上より生ずる職務の精勵

職務は人の本分なり生活の元なり誰か之に精勵せざるものあらん然るに懶怠にして務めざるものあるは其身を忘るゝものなり其身を忘るゝは其父母其祖宗其氏神を無視するものなり氏神は國の本にして家の始めなり人として其本を忘れず其始を省み其遺體は其遺業を營むべき爲めたることを知らば誰か其職務に精勵せざるものあらん是以て職務の精勵は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

#### 其三 氏神を尊崇敬事する上より生ずる殖産興業の増進

山野は廣し河海は大なり何事かなすとしてならざるべからん氏神は其廣き山野につき其大なる河海により業を開き業を始め子孫の吾人氏子をして其業の増進を期せんとし氏子の繁殖と其業の繁榮を促し以て止み給へるとなし氏子たるもの其氏神の遺業を修め此の世に生存するは舟の河海におけるものゝ如し氏子は氏神の遺訓遺業の中に出没し舟は河海の中に浮沈す其氏子の出沒するや氏神を離るゝと能はず又舟の浮沈するや河海を遠かるゝと能はず故に舟の能く河海に浮ぶものは長く其體を全くす又氏子たるもの氏神の命に能く従ふものは其身の榮福を極むべし而して人世の榮福は殖産興業の増進する結果にして是皆氏神の遺訓を遵奉せるによるなり是以て殖産興業の増進は氏神を尊崇敬事する上より生ずることを知るべし

#### 其四 氏神と産業の關係

吾人氏子として産業あらざるものなし産業は吾人氏子たるものゝ身と家とを保持する根元にして人として生あるの限りは必ず此の産業あり其産業は凡て氏神の創始し給ひし事々を分掌分治し其遺蹟に遵行し國家を相續するものなり是以て氏神と産業の關係其如何を知るべし

#### 其五 氏神と士農工商の關係

吾人氏子の經營する八百万の事業中其著るきものは士農工商等の職務にして其職務は凡て氏神の開始にあらざるはなし我人氏子はその開始し給へる業務を經營し其効を全くせんを畢生の任務とするのみされは吾人氏子が分掌する各職務は皆氏神の命を奉ずるものにて子たるもの父の命に依り其任務に従事するものゝ如し其任務に従事するや其習ふ所なくんばあらず故に其習ふや子は父に習ひ父は祖に習ひ祖は氏神に習ふ是以て氏神は各職業の上において其關係する所最も大なり士農工商の氏神における其關係以て知るべし

#### 其六 氏神と殖産興業の關係

殖産興業は人世の元にて我人氏子の經營する本務なり本分なり其殖産興業等の世務あるが爲め本體を分ちて吾人氏子をは子々孫々盡るとなく繁殖せしめ給ひ以て其業務を繼續繁多ならしめ給へるものなり是以て氏神と殖産興業の關係する所を見るべし

#### 其七 氏神を無視する不敬より起る殖産興業の不振

氏神は山野を開き河海を通じ吾人氏子をして其利によらしめ其命する所の業を全くし



敢て遺憾なからしめ給はんとす然るに懶怠放蕩其利を利とせず徒手徒食氏神の遺業を修めず遺命を奉ぜず人にして人の業務をなさざるときは殖産興業の不振は言ずして明らかなり是以て殖産興業の不振は氏神を無視する不敬より起るを知るべし

其八 氏神を無視する不敬より起る不作凶荒

年の豊熟は吾人氏子たるもの氏神の遺業を奉じ各自其職を全くせしに由らざるはなし又年の不熟凶荒なるは吾人氏子たるもの氏神の遺業を營まず又其盡さざる所あるによりなるべし氏神は吾人氏子をして毎歳豊饒にして飽食暖衣常に其榮福の民たらしめんとなし給へるは慈父の愛子におけるものゝ如し然るに氏子たるもの其恩澤を無視し常に氏神の命を奉ぜず遺業を營まず不作凶荒飢餓の鬼となる豈恐ざるべけんや而して氏子にして氏神の遺業を修めず徒手一も其爲す所なくんば何ぞ氏子の必要あらん氏子の必要あらざるに至らば人世も其必要あるべからず斯に至れば人世も亦絶ゆべし是以て不作凶荒は氏神を無視する不敬より起るを知るべし

訂氏子の友終

附錄

神社祭式

神社行專作法

目次

神社祭式

官國幣社祈年祭 二月

本月四日太政官廳ニ於テ伊勢神宮宮中皇靈等ノ幣帛ヲ使ニ班チテ發遣セシム次テ各地方ノ官幣社國幣社  
へ幣帛ヲ班ツ各地到着ノ後日ヲ擇ヒテ祭祀ス可シ但古例ヲ存スル社ハ其日ニ因ル可シ

地方ノ長官以下祭ニ關ル官員及ヒ神官共ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正廳ニ臨ミ御幣物ヲ點檢シ屬ニ附ス  
當日早旦神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下帷舎ニ着ク

次地方ノ長官以下帷舎ニ着ク手水ノ儀アリ下同シ

次屬御幣物ヲ門内ニ入レ砌上ニ置ク

次神官ノ長官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ再拜拍手下同シ畢テ側ニ候ス此間奏樂神官奏樂ヲ心得サレハ一社相傳ノ神樂歌ヲ奏スヘシ略スルモ妨ナシ下同

次同次官以下神饌ヲ傳供ス此間奏樂

次屬御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ假ニ案上ニ置ク案ハ儀メ便宜ノ所ニ設ク可シ

次神官ノ長官御幣物ヲ神前ノ案上ニ奉ル再拜拍手下同シ

次同官祝詞ヲ奏ス再拜拍手下同シ

祝詞

掛卷母忍伎

某神社乃大前宮司位苗字名忍美忍美母白左久今年祈祭爾御幣捧奉其志米給布是以今日大前平持齋麻波利慎敬  
比奉留御食波利稻荒稻御酒波理上高知理腹滿並且鮭乃廣物鮭乃狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留麻豆爾置  
足波理且仕奉留事乎平其氣久開食且敷坐留公民我取作其半五穀物乎始且處處爾生出種種々乃色物乎爾益々爾成幸  
倍給比平其氣久安其氣久新嘗祭仕奉其志米給倍止白須事乎開食世止忍美忍美母白須

次地方ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮再拜拍手○玉串ハ府縣掌執ヲ昇畢テ下殿幄舎ニ復ス

次同官員拜禮

次神官ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮再拜拍手○玉串ハ主典執ヲ昇畢テ本所ニ復ス

次同次官以下拜禮

次同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス此間奏樂

次同長官御屏ヲ閉ツ再拜拍手畢テ下殿幄舎ニ復ス此間奏樂

次各退出

神 饌 大社九齋○中社  
八齋○小社七齋

和稻 酒二 海魚 川魚 鳥○中小社 海菜二 野菜同○小社ニハ海菜野 菓 水鹽

幣物

官國幣社新嘗祭廿三日

本月十日太政官廳ニ於テ幣帛ヲ班ツ其式總テ祈年祭ニ同シ

祝詞

掛卷母忍伎

某神社乃大前宮司位苗字名忍美忍美母白左久今年新嘗祭爾御幣捧奉其志米給布是以今日大前平持齋麻波利  
皇神等乃成志幸波倍給倍留八束穗乃秋乃初穗乎御饌御酒爾仕奉利鮭乃廣物鮭乃狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留  
麻豆爾置足波理且仕奉留事乎平其氣久安其氣久開食且天皇乃大朝廷乎始且仕奉留百官人等四方國乃公民爾至留  
豆洩留々事無久守幸波倍給比立榮志米給倍止白須事乎開食世止忍美忍美母白須

神 饌 大社十一齋○中社  
十齋○小社九齋

和稻 荒稻 酒二 餅 海魚 川魚 鳥○中小社 海菜二 野菜同○小社ニハ海菜野 菓 水鹽

幣物

右幣物ノ外各地ノ所産或ハ外邦ノ物品ヲ副テ奉ルモ妨ナシ

官幣社例祭

年中祭祀ノ中大祭一度ヲ以テ例祭ト稱ス其日地方官參向シテ祝詞ヲ奏ス本社古例ノ神事アラハ神饌ヲ撤  
スルノ前行フヘシ又神幸ノ式アラハ神饌ヲ撤シテ後渡御有ル可シ

地方ノ長官以下祭ニ關ル官員及神官共ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正廳ニ臨ミ御幣物ヲ點檢シ屬ニ附ス  
當日早旦神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下幄舎ニ着ク  
次地方ノ長官以下社頭ニ參向シ神門外ニ於テ手水ノ儀有リ  
次同官以下祓ノ幄ニ着ク神官祓ノ詞ヲ讀ミ禰ノ杖ヲ執テ祓フ

祓詞

掛卷母恐伎

伊佐奈伎大神筑紫乃日向乃橋乃小門乃阿波枝原爾御禊祓給比志時爾生坐世爾祓戶乃大神等今日仕奉爾官人等我過  
犯世罪穢有真幸乎波祓給比清米給倍止申須事乎聞食世止恐美恐美母白須

次同官以下神門ヲ入り幄舎ニ候ス

次屬御幣櫃ニ副テ進ミ庭上ノ便所ニ置ク

次神官ノ長官祭儀具スルノ由ヲ地方ノ長官ニ申ス

次同官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ候ス此間奏樂

次同次官以下神僕ヲ傳供ス此間奏樂

次屬御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ假ニ案上ニ置ク案ハ豫メ便宜

次神官ノ長官御幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉ル拍手

次地方ノ長官殿ニ昇リ祝詞ヲ奏ス拍手

祝詞

掛卷母恐伎

某神社乃大前爾官位苗字名恐美恐美母白左久常例乃隨今日乃御祭仕奉爾故爾奉出志給布幣帛波御服波明妙照妙  
御食波和稻荒稻爾酒波瓊上高知瓊腹滿竝且魚乃廣物魚乃狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至爾置足波志且  
奉其志米給布事乎平其氣久安其氣久聞食且天皇乃大御代乎足御代乃茂御代爾幸倍給比仕奉爾百官人等四方爾  
乃公民爾至爾留爾且伊賀志夜具波衣乃如久立榮志米給倍止白須事乎聞食世止恐美恐美母白須

次同官玉串ヲ獻リ拜禮畢テ下殿幄舎ニ復ス玉串ヲ附スル儀  
祈年祭ニ同シ

次同官員拜禮

次神官ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮畢テ本處ニ復ス玉串ヲ附スル儀  
祈年祭ニ同シ

次同次官以下拜禮

次同官以下御幣物及神僕ヲ撤ス此間奏樂

次同長官御扉ヲ閉ツ畢テ下殿幄舎ニ復ス此間奏樂

次各退出

神 饌 大社十一種 中社

和稻 酒二 餅 海魚 川魚 野鳥 水鳥 海菜 野菜 菓 水  
菰稻 酒二 餅 海魚 川魚 野鳥 水鳥 海菜 野菜 菓 水

幣物

國幣社例祭

地方官參向シテ祭事ヲ擔當ス其餘官幣社ニ准シテ知ヘシ○府縣社以下ニ於テモ年中一度ノ大祭ハ此式ヲ折衷シ執行スル事適宜ナルヘシ  
地方ノ次官以下祭ニ關ル官員及神官共ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正廳ニ臨ミ御幣物ヲ點檢シ屬ニ附ス  
當日早且神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下帷舎ニ着ク

次地方ノ次官以下社頭ニ參向シ神門外ニ於テ手水ノ儀有リ

次同官以下神門ヲ入り帷舎ニ着ク

次屬御幣物ヲ門内ニ入レ砌上ニ置ク

次神官ノ長官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ候ス此間奏樂

次同次官以下神饌ヲ傳供ス此間奏樂

次屬御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ假ニ案上ニ置ク案ハ陳メ便宜ノ所ニ設ク

次神官ノ長官御幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉ル再拜

次同官祝詞ヲ奏ス再拜

祝詞

カネツキカネツキ  
掛卷母忍伎

某神社乃大前ノオホマヘニ宮司位苗字名恐美恐美カシコミカシコミ母白左久モトシロサキ以下官幣社ニ同シ

次地方ノ次官玉串ヲ獻リ拜禮畢テ下殿帷舎ニ復ス

次同官員拜禮

次神官ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮畢テ本處ニ復ス

次同次官以下拜禮

次同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス此間奏樂

次同長官御扉ヲ閉ツ畢テ下殿帷舎ニ復ス此間奏樂

次各退出

神 饌中社十齋  
小社九齋

和稻 酒二 餅 海魚 川魚 鳥 海菜二 野菜三品 小社ニハ海菜一 菓二 水鹽

幣物

官國幣社通式

元始祭三日月

此日宮中ニ於テ賢所并天神地祇御歷代皇靈ヲ 御親祭在セラル是天津日嗣ノ本始ヲ祝シテ歳首ニ祀リ給  
フ義ナルヲ以テ元始祭ト稱ス因テ地方ニ於テモ此大典ヲ選奉シ祭祀ヲ執行スヘシ

當日早且神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下帷舎ニ着ク

次同官殿ニ昇リ御屏ヲ開キ畢テ側ニ候ス」此間奏樂  
次同次官以下神儀ヲ傳供ス」此間奏樂  
次同長官祝詞ヲ奏ス

祝詞

掛卷母恐伎

某神社乃大前御宮司位苗字名恐美恐美母白左年始乃今日乃祭爾大前乎持齋麻波利慎敬比奉留御食波和稻荒稻  
爾御酒波盪上高知爽腹滿竝豆鰯乃廣物鰯乃狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留麻豆爾置足波志豆仕奉留事乎平其氣  
久安其氣久聞食食豆

天皇乃大朝廷乎始豆四方國乎堅磐爾常磐爾守幸波倍給比仕奉留百官人等公民爾至留麻豆爾伊賀志夜具波衣乃如  
久立榮志米給倍止白須事乎聞食世止恐美恐美母白須

次同官玉串ヲ獻テ拜禮再拜拍手○玉串ハ主典執テ畢テ本處ニ復ス

次同次官以下拜禮

次同官以下神儀ヲ撤ス」此間奏樂

次同長官御屏ヲ閉ツ畢テ下殿帳舎ニ復ス」此間奏樂

次各退出

神 候 大社十齋○中社  
九齋○小社八齋

和稻 酒二 餅 海魚 川魚 鳥山小社ニハ除之 海菜品 野菜同上○小社ニハ海菜 菜 水盥

後月輪東山陵遙拜一月三

本日 孝明天皇御崩日ナルヲ以テ宮中ニ於テ御親祭在セラレ又勅使ヲ山陵ニ差遣シ幣帛ヲタテマツラル

因テ該神社ニオイテ遙拜スヘシ

早且社頭便宜ノ地ニ新薦ヲ敷キ高机一脚ヲ設ケ玉串ヲ獻ルヘシ遙拜畢ラハ玉串ハ焼却スヘシ

拜辭

掛卷母恐伎

後月輪東山陵乃大前乎遙拜美奉其久止白須

紀元節二月十

本日 神武天皇御即位日ニ當ルヲ以テ紀元節ト稱ス此日宮中ニ於テ 御親祭在セラル因テ該神社ニ於テ

遙拜スヘシ敷設等總テ上ニ同シ

拜辭

掛卷母恐伎故傍權原宮爾天下知食志々

天皇乃大靈乃大前乎遙拜美奉其久止白須

畝傍山東北山陵遙拜四月

本日 神武天皇御崩日ナルヲ以テ宮中ニ於テ 御親祭在セラレ又勅使ヲ山陵ニ差遣シ幣帛ヲ奉ラル因テ

該神社ニ於テ遙拜スヘシ敷設等上ニ同シ

拜辭

掛卷母恐伎

畝傍山東北山陵乃大前平遙拜美奉其久止白須

大祓

六月三十日十二月三十一日此式ヲ行フヘシ

時刻社頭ニ祓ノ座ヲ設ク祓物ヲ置ク

其儀庭上ノ左右ニ椅子或ハ床几ヲ設ク地方官神官ノ祓ノ座トス或ハ新築ヲ敷キ賦又ハ圓座中央ニ高机ヲ立テ祓物ヲ

置キ其前ニ祓祠ノ座ヲ設ク

午後第二時地方官神官等祓ノ座ニ着ク

次官司進テ神殿ニ昇リ御扉ヲ開ク

次同官祝詞ヲ奏ス

祝詞

掛卷母恐伎

某神社乃大前爾官司位苗字名恐美恐美母白左久此府縣乃官人又大神爾仕奉留神官等乎始且敷坐留里々乃公民等  
我過犯氣雜々乃罪事乎今年乃六月乃今日乃夕日乃降爾祓物乎置座爾爾且祓清奉留事乎祓處乃神等爾神議々給止

諸人乃枉事罪穢乎祓給比清給比清給比清奉留事乃由乎爾高爾開食世止恐美恐美母白須

次官司下殿再ヒ祓ノ座ニ着ク

次神官中央ノ座ニ着キ群參ノ諸人ノ方ニ向ヒ祓詞ヲ讀ム

祓詞

此府乃官人又

某神社爾仕奉留神官等乎始且敷坐留里々乃公民等我天津罪國津罪止過犯氣雜々乃罪事乎今年乃六月乃今日乃  
夕日乃降乃大祓爾祓物乎置座爾爾且祓清奉留事乎濃織津姫神速秋津姫神氣吹戶主神速佐須良姫神相宇豆那比海  
川宮持出且根國底國爾爾吹放佐須良比失且奉如此失且波此縣乃官人神官等乎始且里々家々乃男女爾至留滿且  
自今日始且罪止云罪咎止云咎波不在止言祓布留事乎諸聞食世止宣留

次地方官并神官各切麻ヲ執テ祓フ

次官司神殿ニ昇リ御扉ヲ閉ツ畢テ本座ニ復ス

次各退出祓物ハ細ク切テ河海ニ流シ捨ツ切麻亦同シ

祓物

木綿一兩代ルニ常ノ木綿  
五尺ヲ以テス  
布五尺麻布ヲ用フ

神嘗祭遙拜九月十日

本日宮中ニ於テ 御遙拜且賢所 御親祭在セラレ又勅使ヲ 神宮ニ差遣シ幣帛ヲ奉ラルル因テ該神社ニ於テ遙拜スヘシ敷設等總テ上ノ遙拜式ニ同シ

拜辭

掛卷母恐伊勢乃  
神宮乃大前平遙爾拜美奉其久止白須

假殿遷座

神殿破損シテ改造或ハ修繕スヘキ時ハ先ツ社頭便宜ノ地ヲ撰テ假殿ヲ造立シ但シ移殿或ハ權殿其他便宜ノ殿舎アラハ之ニ充ツヘシ 日ヲ擇テ遷座スヘシ當日地方官參向シテ諸事ヲ擔當ス

當日早旦神官本殿假殿等裝飾ス

其儀本殿裝飾常ノ如シ假殿ハ内外ヲ清メ殿ノ入口ニ簾ヲ掛ケ神座ヲ設ケテ外面注連ヲ引ク  
時刻適宜神官ノ長官以下幄舎ニ着ク

次地方官社頭ニ參向シ幄舎ニ着ク手水ノ儀アリ

次神官ノ長官本殿ニ昇リ御扉ヲ開ク此間奏樂

次同官祝詞ヲ奏ス

祝詞

掛卷母恐伊

某神社乃大前爾宮司位苗字名恐美恐美母白左久此乃御殿乃損波留々我故爾改米道利ヲ奉其奉止爲故今日乃生日乃足日爾假宮ニ遷志坐世奉留事平聞食世止恐美恐美母白須

次遷坐

其儀神官ノ長官御正體ヲ辛櫃ニ納メ奉リ同次官以下昇奉ル其餘ノ神官前後整列ス此間地方官假殿前ノ幄舎ニ移リ着ク但シ辛櫃ニ限ラス羽車神輿等有之向ハ從前ノ通

次假殿開扉遷坐畢テ神官ノ長官側ニ候ス此間奏樂

次神官ノ次官以下神饌ヲ傳供ス此間奏樂

次同長官祝詞ヲ奏ス

祝詞

掛卷母恐伊

某神社乃大前爾宮司位苗字名恐美恐美母白左久今日乃此乃爾此乃假宮爾遷志坐世奉利且大前平持齋麻波利御食御酒魚菜種々乃物乎置足波志且奉留事乎平其氣久安其氣久聞食且暫乃間穩爾鎮利坐世止恐美恐美母白須

次地方官玉串ヲ獻テ拜禮

次神官ノ長官玉串ヲ獻テ拜禮畢テ本所ニ復ス

次同次官以下拜禮



次同官以下神饌ヲ撤ス」此間奏樂

次同長官御扉ヲ閉ツ畢テ下殿幄舎ニ復ス」此間奏樂

次各退出

神 饌 大社十齋○中社 九齋○小社八齋

### 本殿遷座

改造或ハ修繕畢ラハ日ヲ擇テ遷座スヘシ次第敷設等假殿遷座ニ照シテ行フヘシ

祝 詞 假

掛卷 母 恐 伎

某神社乃大前御宮司位苗字名恐美恐美母白左久往志某年月爾御殿乎改米造利マツラムトシテコノノカミニウツマセマツリキコ、ニ  
此某月日爾至利御殿改米造利マツラムトシテコノノカミニウツマセマツリキコ、ニ奉其奉止爲且此乃假宮爾遷志坐世奉利伎爰爾  
修米繕比 比選志鎮米坐世奉留事平聞食世止恐美恐美母白須

同 股本

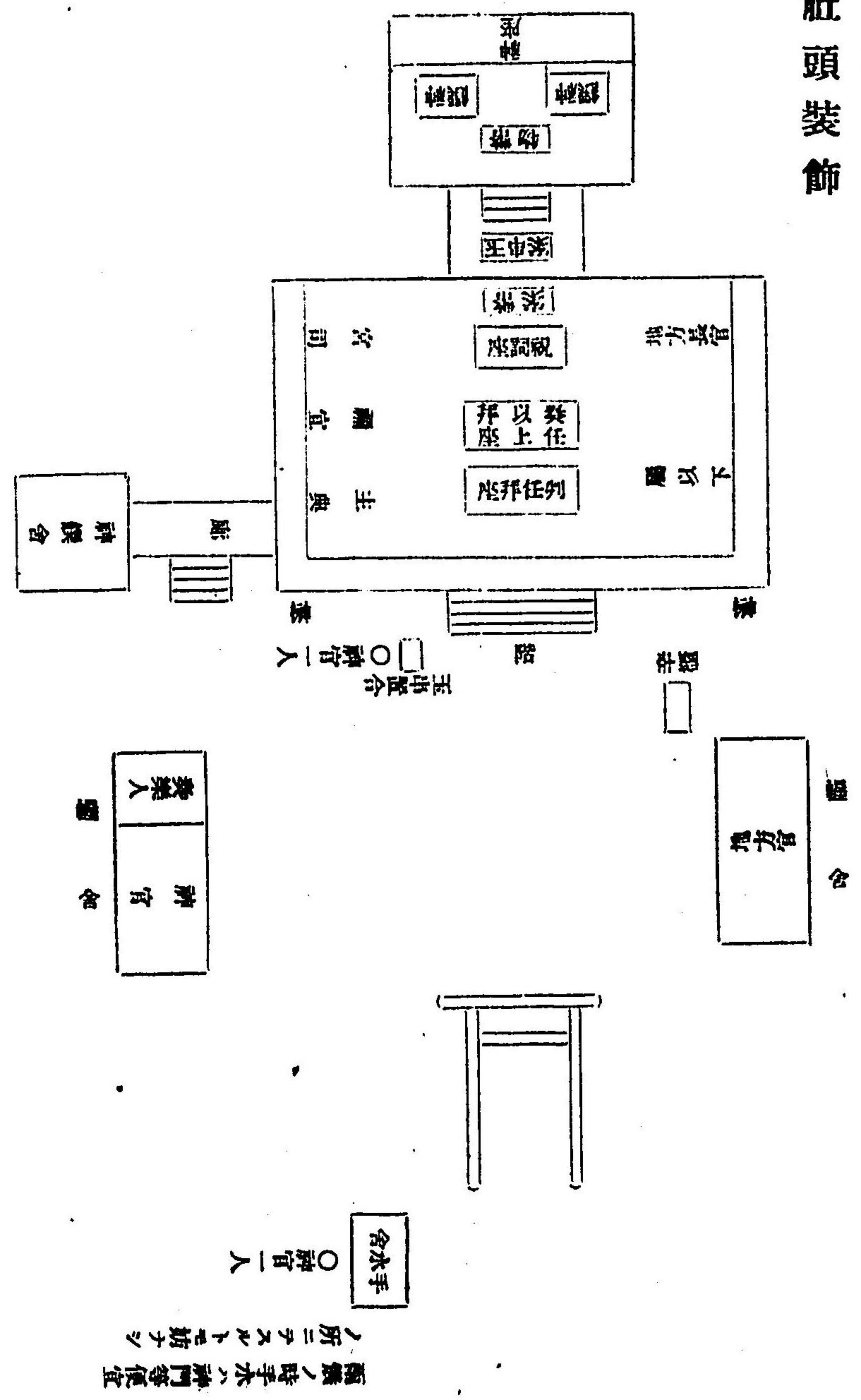
掛卷 母 恐 伎

某神社乃大前御宮司位苗字名恐美恐美母白左久今日乃此日爾本乃御殿爾遷志鎮米坐世奉利且大前乎持齋麻波利慎敬比  
奉 留御食波和稻荒稻爾御酒波饗上高知饗腹滿並且鰯乃廣物鰯乃狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留麻豆置足波  
志且仕奉留事乎平良氣久安良氣久聞食且爾遠長爾鎮利坐世止白須事平聞食世止恐美恐美母白須

神 饌 大社十一齋○中社 十齋○小社九齋

(祭器圖面ハ略ス)

### 社頭裝飾



# 神社 行事作法

内務省告示第七十六號

神社祭式行事作法ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治四十年六月二十九日

内務大臣 原 敬

## 神社祭式行事作法

### 第一編 行 事

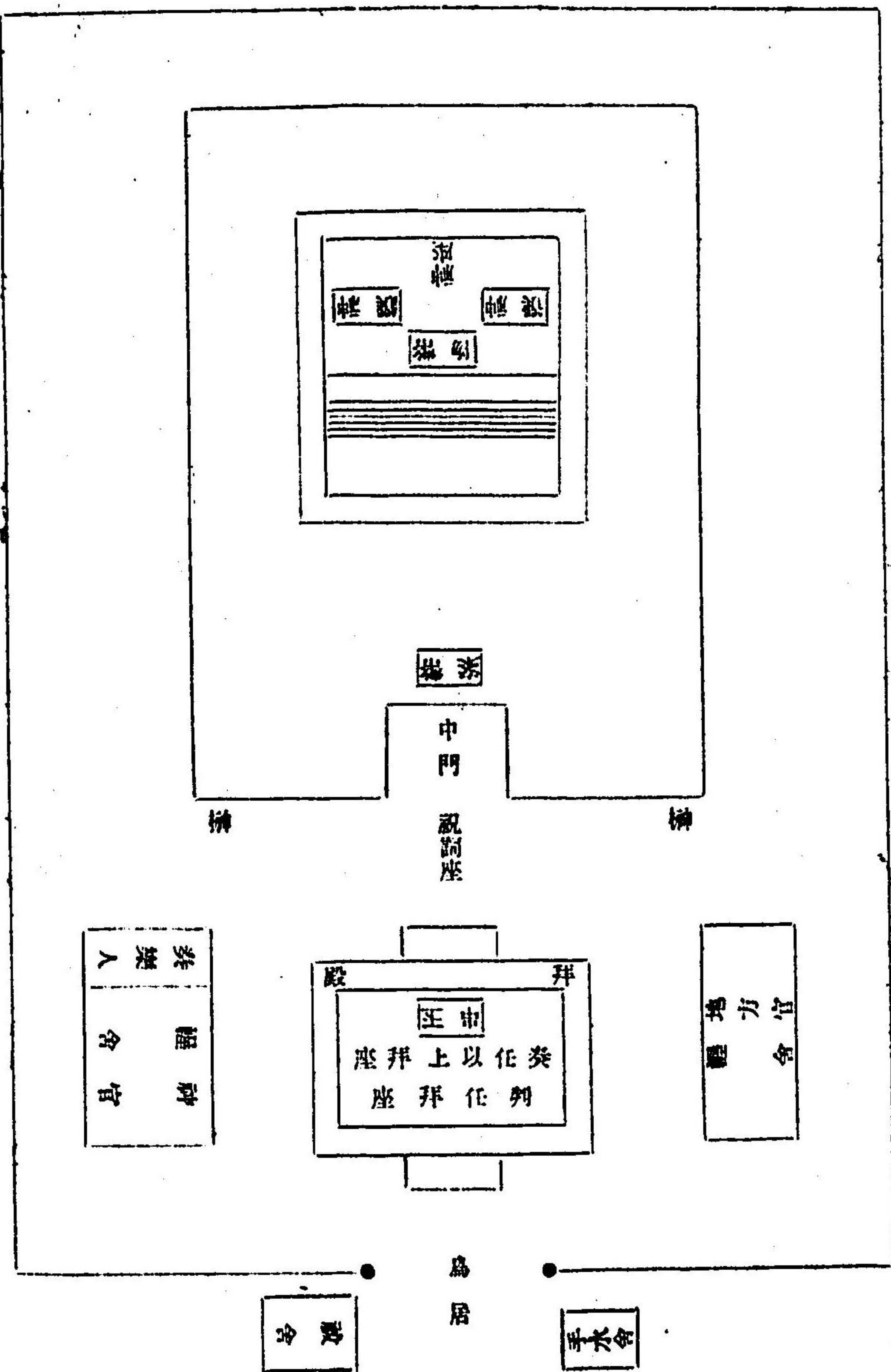
#### 一 開扉及閉扉

開扉 先ツ所役御鑰ヲ捧持シテ齋主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座、齋主之ヲ受ケテ昇殿（所役御鑰ヲ捧持シテ進ミテ御鑰ヲ解キ御鑰ヲ案上便宜ノ所ニ設ク）ニ置キ再ヒ進ミテ御錠ヲ除キ同案上ニ置キ更ニ進ミテ御扉ヲ開ク（此間奏樂暫次ニ神前ニテ再拜拍手ニ畢リテ側ニ候ス）

閉扉 先ツ齋主神前ニ進ミ（所役御鑰ヲ捧持シテ進ミテ御鑰ヲ解キ御鑰ヲ案上便宜ノ所ニ設ク）再拜拍手ニ次ニ御扉ヲ閉テ（此間奏樂暫御錠ヲ鎖シ御鑰ヲ捧持シテ下殿復座）

○二人（齋主副齋主）奉仕ノ場合左ノ如シ

開扉 齋主御鑰ヲ捧持シテ起座スル時副齋主共ニ起座シテ齋主ハ神前ノ左側ヨリ副齋主ハ右側ヨリ並ヒ進ミテ昇殿、先ツ齋主進ミテ御錠ヲ解キ御鑰ヲ案上ノ兩側ニ設クニ置キ次ニ二人左右ヨリ進ミテ御錠ヲ除キ各之ヲ案上ニ



撤キ再ヒ進ミテ御扉ヲ開ク次ニ齋主ハ神前ニテ再拜拍手此間副齋主ハ平伏畢リテ齋主ハ側ニ候シ副齋主ハ拜殿又ハ榎舎ニ著ク

閉扉 齋主ハ副齋主ノ進ミタル時神前ニテ再拜拍手此間副齋主ハ平伏次ニ二人左右ヨリ御扉ヲ閉テ御錠ヲ鎖シ齋主御鑰ヲ捧持シ齋主副齋主共ニ下殿復座

其ノ他ノ行事ハ總ヘテ一人閉扉ノ時ノ例ニ準ス

## 二 神饌獻撤

獻饌 先ツ後取簀薦ヲ鋪キ饌案ヲ設ケテ復座次ニ陪膳進ミテ案前ニ候シ手長順次進ミテ正中ノ左右ニ斜メニ相對シテ分候ス次ニ膳部此間神饌所ニ候ス神饌ヲ手長ニ傳ヘ手長次第二之ヲ陪膳ニ傳フ陪膳之ヲ案上ニ奠ス此間樂畢リテ末席ヨリ順次復座

撤饌 先ツ陪膳進ミテ案前ニ候シ手長順次進ミテ正中ノ左右ニ斜メニ相對シテ分候ス次ニ陪膳神饌ヲ撤シテ手長

ニ傳ヘ手長次第二之ヲ膳部此間神饌所ニ候スニ傳フ此間樂畢リテ末席ヨリ順次復座次ニ後取簀薦及簀薦ヲ撤ス

祭場ノ都合ニ依リテハ手長一方ニ竝列シテ獻撤シ又ハ各自ニ捧持シテ獻撤スルコトアルヘシ

## 三 御幣物獻撤

獻幣 先ツ後取簀薦ヲ鋪キ幣案ヲ設ケテ復座次ニ屬御幣物此間御幣ヲ辛櫃ヨリ出シ捧持シテ假案所ニ設クノ上ニ置キ側ニ候ス次ニ齋主御幣物ヲ捧持シテ神前ノ案上ニ奉奠シ再拜拍手ニ畢リテ本所ニ復ス屬拜殿又ハ榎舎ニ著ク撤幣 其ノ儀撤饌ニ同シ

## 四 祝詞奏上

地方長官祝詞奏上 先ツ後取軾ヲ所定ノ座ニ鋪キテ復座次ニ屬祝詞ヲ捧持シ長官ノ座側ニ就キテ之ヲ進ム長官受ケテ笏ニ持チ添フ屬復座次ニ長官祝詞座ニ著キ再拜祝詞ヲ懷中シ笏ヲ置キテ拍手ニ祝詞ヲ取り出シ左側ニテ徐ニ開キ之ヲ押シ合セテ一揖シ目通ニ捧ケテ奏上ス此間一同平伏畢リテ又押シ合セテ一揖シ左側ニテ徐ニ卷キ納メ懷中ニテ拍手ニ笏ヲ把リ祝詞ヲ持チ添ヘテ再拜畢リテ復座次ニ屬長官ノ座側ニ就キ祝詞ヲ受ケテ復座次ニ後取軾ヲ撤ス

齋主祝詞奏上 其ノ儀地方長官祝詞奏上ニ同シ

## 五 玉串奉奠

地方長官又ハ次官玉串奉奠 先ツ後取簀薦ヲ鋪キ玉串案ヲ設ケ軾ヲ鋪キテ復座次ニ屬玉串ヲ執リ長官又ハ次官ノ座側ニ就キテ之ヲ進ム長官又ハ次官受ケテ案上ニ奠シ玉串ハ表ヲ上ニシ本ヲ神前ニ向ク拜座ニ著キテ再拜拍手ニ畢リテ復座齋主玉串奉奠 其ノ儀地方長官又ハ次官玉串奉奠ニ同シ

諸員拜禮畢リタル時ハ後取軾、玉串案及簀薦ヲ撤ス

## 六 修 祓

先ツ所役案前此間所ニ設ク及案ヲ鋪ニ進ミ祓詞ヲ讀ミ祝詞奏上ノ儀ニ準ス畢リテ大麻ヲ執リテ祓ヲ受クヘキモノノ前ニ進ミ之ヲ祓ヒ祓ヲ受ケル者ハ平伏畢リテ大麻ヲ案上ニ置キテ復座

## 七 大祓切麻

先ツ所役案前ニ進ミ切麻ノ三方<sup>儀案上</sup>ニ置キテ復座  
役三方ヲ案上ニ置キテ復座

## 第二編 作法

上

### 一 座法

兩足ノ拇指ヲ重テ少シク膝ヲ開キ左右ノ手先ヲ腰前ニ控ヘ體ヲ垂直ニシテ正面スルヲイフ

### 二 立法

兩足ノ踵ヲ接ケ少シク爪先ヲ開キ左右ノ手先ヲ下腹ノ邊ニ控ヘ體ヲ垂直ニシテ正面スルヲイフ

### 三 座揖

座シタルマ、正笏シテ笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ

### 四 立揖

立チタルマ、正笏シテ笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ

○揖ニ深揖小揖ノ別アリ腰ヲ折ルコトノ淺深ニ依ル

揖ハ座ノ起著、列ノ離就、階段ノ昇降、殿舎及神門ノ出入、物品ノ授受、尊前ノ進退、行事ノ前後、香ノ著  
脱等ニ行フ所作ナリ

神儀獻撤、祝詞奏上ノ前後及御鑰ヲ捧持セル時等ニアリテハ正笏セサルコトアルヘシ

### 五 起拜

右膝ヨリ立チ左足ヲ進メ兩足ヲ踏ミ整ヘテ體ヲ正シ正笏シテ笏頭ヲ目通ニ上ケ左膝ヲ伏セ尋キテ右膝ヲ伏セテ俛  
伏スルヲイフ

### 六 居拜

座シタルマ、正笏シテ笏頭ヲ目通ニ上ケ正座シテ俛伏スルヲイフ

### 七 立拜

立チタルマ、兩足ヲ踏ミ整ヘ體ヲ正シテ正笏シテ笏頭ヲ目通ニ上ケ腰ヲ屈折スルヲイフ

### 八 拍手

兩手ヲ合セ靜ニ左右ニ開キテ拍チ合スルヲイフ座セル時ハ置笏シ立テ行フモノトス

### 九 起座

先ツ兩足ヲ爪立テ次ニ右膝ヲ起シテ立チナカラ左足ヲ進メテ右足ニ踏ミ整ヘ或ハ右足ヲ引キテ左足ニ踏ミ整フル  
ヲイフ

進ム起座ハ左足ヲ進ムル方ニ依リ退ク起座ハ右足ヲ引ク方ニ依ルモノトス

席ニ上下ノ別アル時ハ下座ノ膝ヨリ起スモノトス

### 十 著座

先ツ左膝ヲ突キ次ニ右膝ヲ突キ整ヘテ座スルヲイフ

進ム著座ハ左膝ヲ前方ニ突キ右膝ヲ突キテ整へ退ク著座ハ左足ヲ引キテ膝ヲ突キ右膝ヲ突キ整フルモノトス  
座前ヨリ著座スル時ハ先ツ左膝ヲ突キ回轉シテ座スルモノトス  
座後ヨリ著座スル時ハ先ツ左膝ヲ突キ膝行シテ座スルモノトス  
席ニ上下ノ別アル時ハ總へテ上座ノ膝ヨリ突クモノトス

十一 進 退

進ム時ハ左足ヨリシ退ク時ハ右足ヨリス  
席ニ上下ノ別アル時ハ進ム時ハ下座ノ足ヨリシ退ク時ハ上座ノ足ヨリス

十二 膝 行

膝ニテ進ムヲイフ先ツ跪キテ左膝ヲ進メ又右膝ヲ進メ次ニ左膝ヲ進メテ右膝ヲ突キ整フルモノトス  
席ニ上下ノ別アル時ハ下座ノ膝ヨリス

十三 膝 退

膝行ノ反對ニシテ右左右ト退クヲイフ  
席ニ上下ノ別アル時ハ上座ノ膝ヨリス

○膝行膝退ハ尊前ノ進退、神饌獻撤ノ時等ニ行フ所作ナリ其ノ程度凡ソ三步トス

十四 平 伏

正笏シテ背ヲ平ニ俛伏スルヲイフ開閉扉、祝詞奏上、渡御、御幣物通過、受祓等ノ時ニ行フ所作ナリ

十五 跪 居

兩膝ヲ突キ爪先ヲ立テ踵ノ上ニ臀ヲ置クヲイフ殿上ニテ應對、授受及薦、案、帙等ヲ鋪設スル時ニ行フ所作ナリ

十六 蹲 踞

兩膝ヲ折り蹲マルヲイフ神前ニ近キ所ヲ横キル時又庭上ニテ殿上ノ跪居ト同シキ時等ニ行フ所作ナリ

十七 起 立

兩足ヲ踏ミ整へテ立ツヲイフ立禮ニテ應對、授受等ノ時ニ行フ所作ナリ

十八 膝 折

立チタルマ、正笏シテ腰ヲ折ルヲイフ座禮ノ平伏ト同シキ時ニ行フ所作ナリ

十九 屈 行

腰ヲ折リテ歩行スルヲイフ立禮ニテ神前ヲ横キル時等ニ行フ所作ナリ其ノ程度凡ソ三步トス

二十 逆 行

右足ヨリ右左右ト後歩スルヲイフ尊前ヲ退ク時ニ行フ所作ナリ其ノ程度凡ソ三步トス  
席ニ上下ノ別アル時ハ上座ノ足ヨリス

二十一 持 笏

右手ニテ笏ノ下方ヲ拇指ト小指トヲ内ニシテ右方ニ持ツヲイフ

二十二 置 笏

笏ヲ右手ヨリ左手ニ移シ更ニ右手ニテ笏頭ヲ把リ右膝ノ傍ニ置クヲイフ

二十三 把 笏

右手ニテ笏頭ヲ把リ左手ニ移シ更ニ右手ニテ笏ノ下方ヲ把リ右方ニ把持スルヲイフ

二十四 懷 笏

笏ヲ右手ヨリ左手ニ移シ更ニ右手ニテ笏頭ヲ把リ懷中スルヲイフ行事ノ時及立禮ニテ拍手スル時等ニ行フ所作ナリ

二十五 正 笏

左右ノ手ニテ笏ノ下方ヲ把リ腹部ノ正前ニテ正シク持テ身體ヲ整フルヲイフ拜、揖等ノ時ニ行フ所作ナリ

二十六 警 蹕

をトイフ音ヲ長ク引キテ唱フルヲイフ開閉扉及渡御等ノ時ニ行フ所作ナリ

下

一 階ノ昇降

一 神前ノ左方ヨリ昇ルモノハ右足ヨリシ右方ヨリ昇ルモノハ左足ヨリス

一 神前ノ左方ヨリ降ルモノハ左足ヨリシ右方ヨリ降ルモノハ右足ヨリス

一 昇降ハ一階毎ニ足ヲ聚ムヘシ

二 御扉ノ開閉

一 開扉ハ左手ニテ雄扉ノ端ノ上部ヲ持チ右手ニテ其ノ下部ヲ持チテ開キ雌扉ノ方ニ移リ右手ヲ上ニシ左手ヲ下ニシテ開ク

一 閉扉ニハ雌扉ニハ左手ヲ上ニシ雄扉ニハ右手ヲ上ニス

三 祝詞ノ展卷

一 祝詞ヲ展フルニハ左手ニ卷ヲ持チ右手ニ折端ヲ持チ左側ニテ展フ之ヲ卷クモ亦左側ニ於テス

四 御鈴、祝詞、玉串、大麻等ノ持方

一 御鈴、祝詞、玉串、大麻等ハ左手ニテ上部ヲ右手ニテ下部ヲ執リ左高ニ捧持シ祝詞ハ折端ヲ内ニシテ懐クカ如クス授クル時ハ總ヘテ

反對ニ持チ換フヘシ

一 玉串ヲ奉奠スルニハ左手ヲ右手ノ元ニ下シ本ヲ神前ニ向ケ其ノ中程ヲ裏ヨリ右手ニテ持チ左手ヲ添ヘテ案上ニ

置クヘシ

一 御鈴等ノ授受ハ上位ノ人ニハ下位ノ人ノ持テル所ヨリ左右各其ノ上邊ヲ下位ノ人ニハ上位ノ人ノ持テル所ヨリ

左右各其ノ下邊ヲ執ラシムヘシ

一 授受ニハ總ヘテ懷笏スヘシ但シ齋主祝詞ヲ受クル時ハ之ヲ笏ニ受ケ授クル時ハ笏ニ添ヘテ授クヘシ

五 三方、案、薦、軾等ノ持方

一 三方ハ海指ヲ左右ノ縁ニ他ノ指ヲ縁ト胴トニ掛ケテ持ツヘシ隅角ヲ避

一 折敷高坏ハ右手ニテ高坏ヲ持チ左手ヲ折敷ニ添ヘテ持ツヘシ塗高坏モ亦之ニ準ス

一案ハ左手ニテ裏ヲ支ヘ右手ヲ右方ノ脚ノ附根ニ掛ケテ持ツヘシ但シ案小ナル時ハ兩手ヲ左右ノ脚ノ附根ニ掛ケテ持ツヘシ

一薦、軾等ハ右手ニテ端ヲ執リ左手ニテ中程ヲ支ヘ左ヲ少シク高く上ケテ斜メニ持ツヘシ但シ薦ハ右前ニ巻キ軾ハ右前三折ニ疊ム又之ヲ舒フルトキ右端ヲ取ルニハ左手ヲ中程ニ右手ヲ下部ニ左端ヲ取ルニハ右手ヲ中程ニ左手ヲ下部ニ配スヘシ收ムルトキハ之ニ反ス

一三方、高坏、案等ハ目通ニ捧持スヘシ薦軾等ハ之ニ及ハス

#### 六 大麻、切麻ノ祓方

一大麻ニテ祓フトキハ祓ヲ受クヘキ者ノ前ニ進ミ之ヲ持テ換ヘテ<sup>右手上</sup>正前ニ捧ケ左右左ト振り舉リテ又之ヲ持テ換フヘシ

一切麻ハ左手ヲ三方ノ左方ニ掛ケ右手ニテ切麻ヲ執リ左右左ト祓フヘシ

#### 七 折敷、三方等ノ据方

一折敷又ハ三方等ハ縁ノ綴目ナキ方ヲ神前ニ向ク

一神饌ヲ案上ニ奉奠スルトキ調理セサル魚鳥等首尾アルモノヲ正中若クハ右方ニ供スルニハ左頭トシ左方ニ供スルニハ右頭トス

### 第三編 雜 載

#### 一 祭場ノ座位

一正中ヲ上位トシ左ヲ次トシ右ヲ其ノ次トス

一神前ニ近キヲ上位トシ遠キヲ下位トス

#### 二 神饌獻撤ノ順序

一獻饌ノ順序ハ一<sup>和稻</sup>、二酒、三餅、四海魚、五川魚、六野鳥、七水鳥、八海菜、九野菜、十菓、十一<sup>水</sup>トシ撤饌ノ時ハ最

終ノ供饌ヨリス

一神饌ノ臺敷奇數ナルトキハ先ツ正中次ニ左方次ニ右方トシ偶數ナルトキハ先ツ左方次ニ右方ノ順序ヲ以テ奉奠ス

明治三十二年六月一日印刷  
明治三十二年六月四日發行  
明治三十四年三月十日再版  
明治四十四年十月十日三版

著者兼  
發行者

松本隆興

安藝國賀茂郡吉土實村  
大字吉行百一番地土族

印刷者

藤浦大順

廣島市水主町六十七番邸

印刷所

廣島印刷合資會社

廣島市水主町二十七番邸

\*\*\*\*\*  
定價 五拾五錢  
\*\*\*\*\*



255  
470

行  
法 式

